

第4次厚木市子ども読書活動推進計画

育てよう「読書大好きあつぎっ子」
～豊かな心を育むために～



令和6年3月
厚木市教育委員会

目次

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の対象	4
第2章	子どもの読書活動の現状と第3次計画の課題	5
1	全国の子ども読書状況	5
2	「小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果」から見える本市の現状	5
3	第3次計画の主な取組	8
4	第3次計画の評価と課題	14
第3章	計画の基本的な考え方	16
1	計画目標	16
2	基本方針	16
3	計画の体系	19
4	施策の方向と成果指標	20
5	市の取組	21
第4章	施策の展開	22
	基本方針1 デジタル社会に対応した読書環境の整備	22
1	情報通信技術を活用した取組	22
2	情報活用能力の育成に関する取組	23
	基本方針2 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進	24
1	乳幼児を対象とした取組	24
2	小学生を対象とした取組	26
3	中高生世代（YA）を対象とした取組	28
4	特別な支援を必要とする子どもたちへの取組	30
	基本方針3 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組	32
1	知りたい気持ちを刺激する多面的な読書活動への取組	32
2	広がり、つながる読書活動への取組	33

3 地域やボランティアとの協働による読書活動の推進.....	34
第5章 計画の推進体制	36
1 推進体制.....	36
2 進行管理.....	36
第6章 資料編	37
1 第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定経過.....	37
2 小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果.....	38
3 子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査結果.....	52
4 厚木市子ども読書活動推進委員会設置規程.....	57
5 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	59
6 文字・活字文化振興法.....	62
7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	65

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国や県の計画を踏まえ、平成19年に厚木市子ども読書活動推進計画を策定しました。（以下「第1次計画」という。）その後、平成25年には、第2次厚木市子ども読書活動推進計画、平成30年に第3次厚木市子ども読書活動推進計画（以下「第3次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を推進するための読書環境の充実に取り組んできました。

近年、情報化の進展により、インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の普及は著しく、子どもが接する情報ツールも多様化しています。また、社会のデジタル化が進み、学校においてもGIGAスクール構想^{※1}等が、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり一気に進みました。

こうした社会環境の変化においても、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることから、本市においても子ども読書活動を更に推進するため第4次厚木市子ども読書活動推進計画（以下「第4次計画」という。）を策定します。

(1) 国・県の計画策定の動き

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国は平成14年に最初の基本計画を策定し、その後、おおむね5年ごとに計画を変更し、現在、第五次の子ども読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「第五次基本計画」という。）が策定（令和5年3月）されています。

なお、県は平成16年に、かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～を策定し、以来5年ごとに、これまで3回にわたり計画の改定（現在、第四次）を行いました。

^{※1}GIGAスクール構想

全国の児童・生徒1人に1台のタブレットと高速ネットワークを整備する文部科学省の取組です。当初は、令和元年度から5年間にわたり順次ハード環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、計画が前倒しされました。

(2) 子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

令和元年に、視覚による表現の認識が困難な方の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）、また、情報通信技術の活用により全ての児童・生徒が状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るための学校教育の情報化の推進に関する法律が制定され、令和4年には、第6次学校図書館図書整備等5か年計画や学校教育情報化推進計画が策定されるなど、子どもの読書環境の整備を推進する取組が求められています。

本市においても、第10次厚木市総合計画第1期基本計画の中で、デジタル化の推進を重点項目にしており、児童・生徒向けの一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想に基づき、令和3年4月から各学校に端末を配備し、学習や校内活動の中で活用を進めています。

(3) SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年から令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために17の目標と169のターゲットから構成されています。

本計画においても、全ての基本方針に「目標4 質の高い教育をみんなに」の考え方を取り入れるとともに、基本方針ごとに関連するSDGsの目標を定め、施策を推進していきます。



出典 国際連合広報センター

■ 本計画で取り組むべきSDGsの目標



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

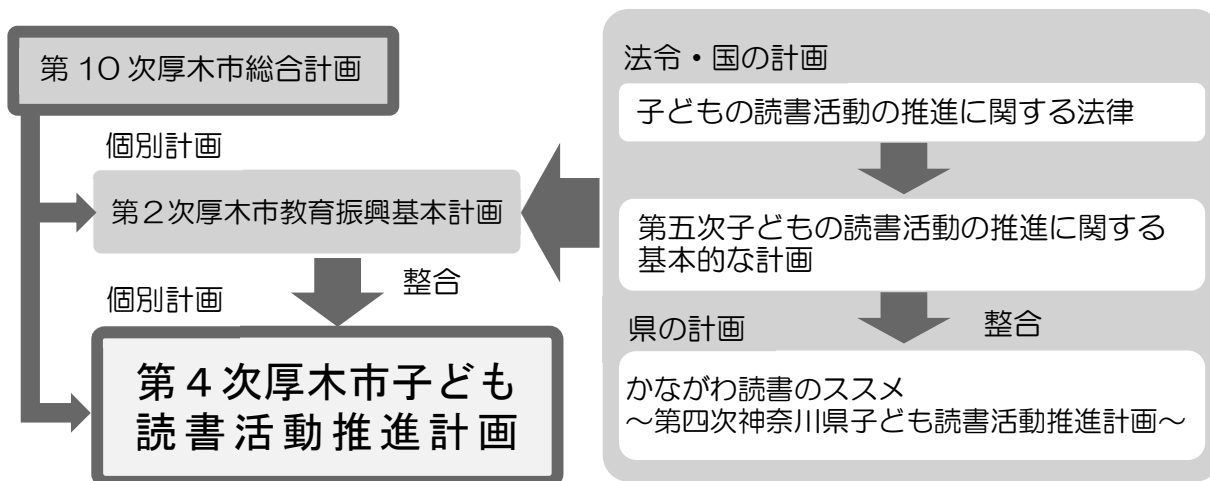
出典 外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」から抜粋

2 計画の位置付け

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律、第9条第2項の規定に基づく市町村子ども読書活動推進計画として策定するとともに、第10次厚木市総合計画における個別計画として位置付けるものです。

策定に当たっては、国の第五次基本計画や、神奈川県のかながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～を踏まえ、第2次厚木市教育振興基本計画との整合を図り、子どもの自主的な読書活動の推進や、本と親しみ、本を楽しむ子どもの育成を目指します。

図1 本計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

国の第五次基本計画及び県のかながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～が、5年ごとに見直しが行われていることを考慮しています。

4 計画の対象

0歳から18歳までの子どもとその保護者、子どもの読書活動に関わる全ての市民、地域、学校、行政、関係機関等を対象とします。

第2章 子どもの読書活動の現状と第3次 計画の課題

1 全国の子ども読書状況

全国学校図書館協議会が毎年実施している小・中・高等学校の児童・生徒の読書状況調査によると、令和4年第67回調査において、「5月の1か月間に本を1冊も読まない児童・生徒の割合（以下「不読率」という。）は、小学生（4～6年生）6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%でした。

国の第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画においては、令和4年度に小学生（4～6年生）2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とするという数値目標を掲げていましたが、いずれの学校段階でも、達成されていません。これについて、国の第五次基本計画では、「新型コロナウイルスの発生を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童・生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限された。また、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされた。こうした状況が、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性がある。令和元年度から令和3年度、小中学生において、学習意欲が低下する子どもが増加したとの調査報告もあり、読書へ向かう意欲も減退した可能性もある。自然・文化体験や職業体験等を通じ、事前や事後に関連した図書を読んだり、調べたりするという動機が生まれ、さらには読書活動の結果、更なる体験の実践につながるなど、読書は体験活動を連動する側面もあると考えられるが、コロナ禍における体験活動の機会の減少も不読率と無縁ではないものと考えられる。」と分析しています。

2 「小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果」から見える本市の現状

令和4年10月3日から11月24日までの期間に、小学校23校の2・4・6年生各1クラス以上と中学校13校の2年生1クラス以上の2,857人に、読書アンケート調査を実施しました。平成29年度に実施した前回調査では、小学2年生は先生による調査内容の説明後、挙手による回答、小学4・6年生と中学2年生は、一人ずつ個別のアンケート（紙）に記入、回答していただきましたが、今回はGoogleフォームを利用した調査方法に変更しました。回答数の内訳は次のとおりです。

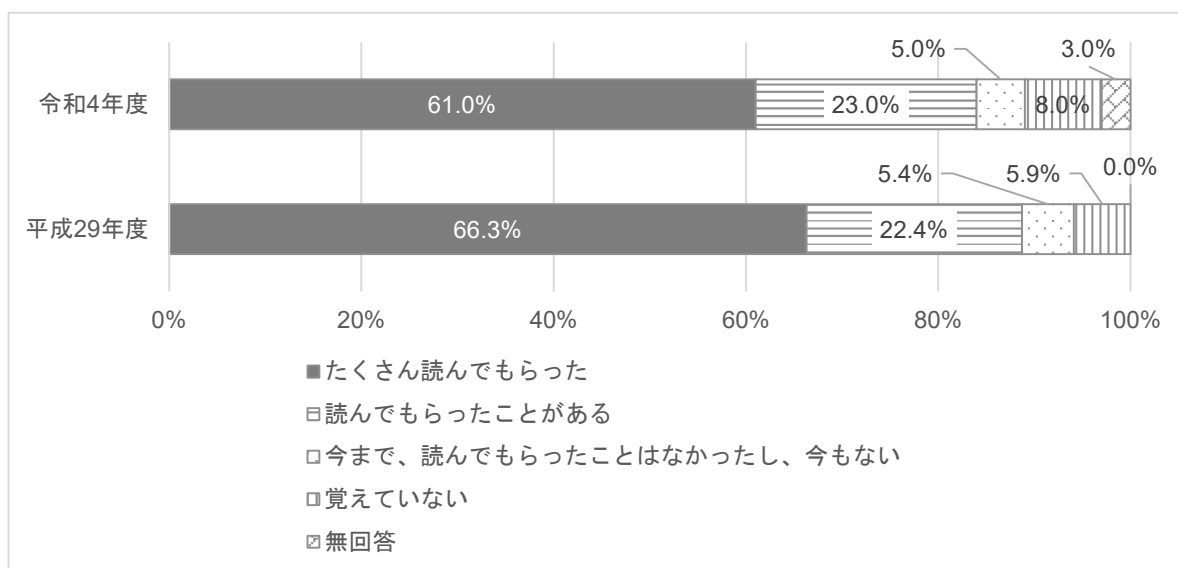
図 2 アンケート回収数

対象	学年	人数	合計
小学生	2年生	666人	2,134人
	4年生	718人	
	6年生	750人	
中学生	2年生	723人	723人

(1) 幼児期の読書状況と課題

小学2年生を対象とした質問、「あなたは、これまでにお父さんやお母さん、おじいさんやおばあさん、幼稚園や保育所の先生などに本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありましたか？小学校に入る前のことも思い出して教えてください。」に対する回答は次のとおりです。

図 3 読み聞かせ体験の有無

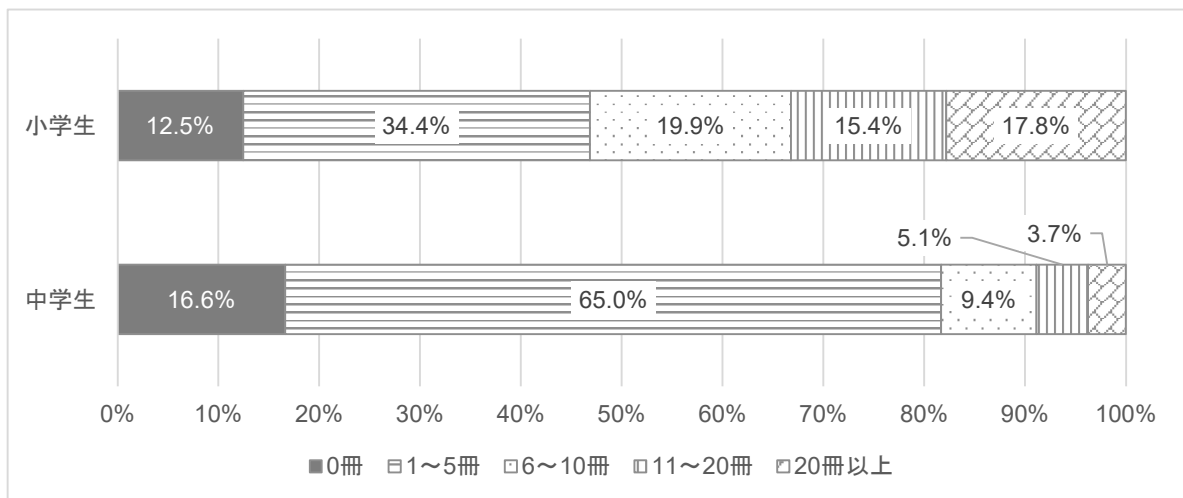


「今まで、読んでもらったことはなかったし、今もない。」が、前回調査（平成29年度調査）の5.4%から5.0%に改善しています。乳幼児期から読書の習慣化を図り、読書を継続するためには、今後も、保護者への周知やきっかけとなる読書活動の推進、乳幼児をとりまく関係機関における読書活動を継続、充実していくことが必要です。

(2) 児童・生徒の読書状況と課題

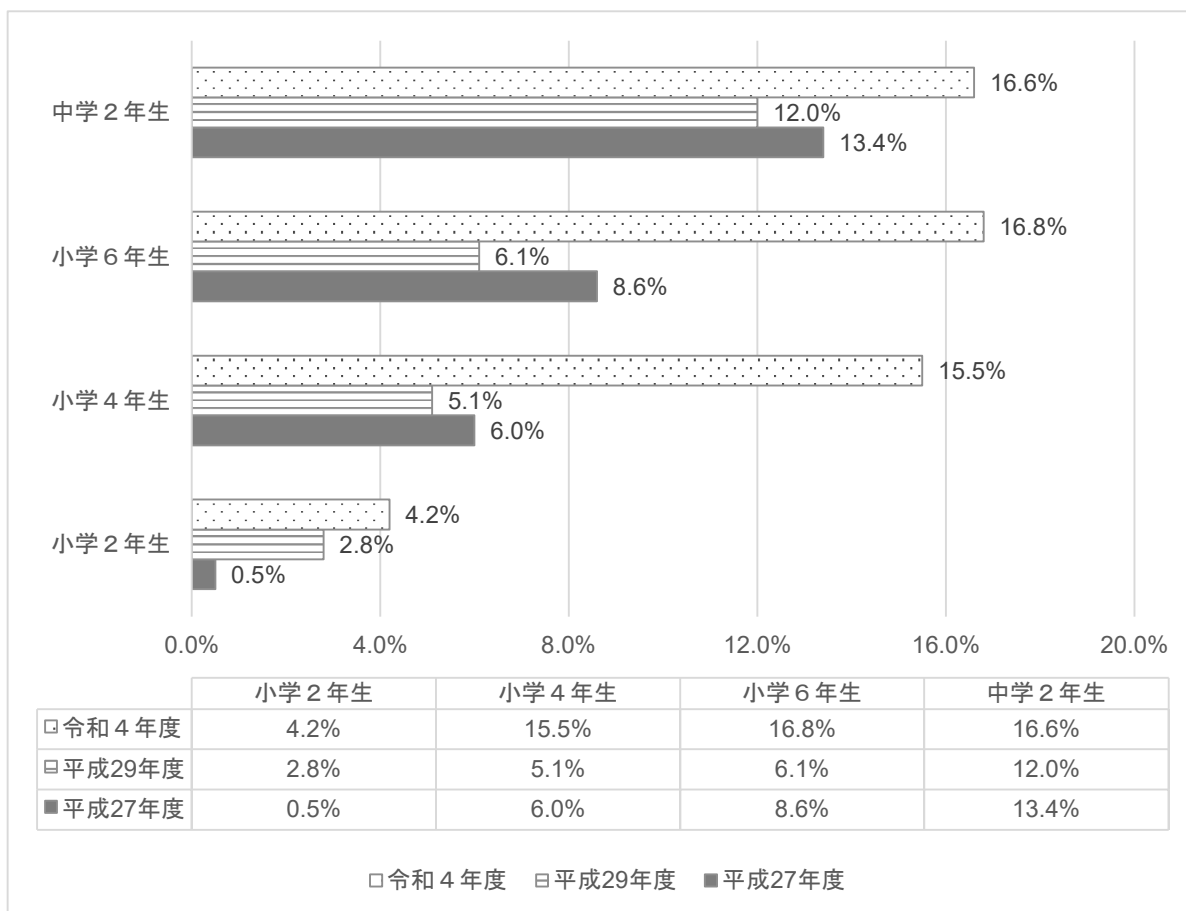
不読率についての質問、「あなたは、9月中に何冊の本を読みましたか。教科書・自習書・コミックを除く（かぞえない）。学習マンガやケータイ小説・電子書籍は含む（かぞえる）。朝読書など、学校での読書の時間に読んだ冊数も含めて読んだ冊数を記入してください。」に対する回答は、次のとおりです。

図 4 1か月に読んだ本の冊数



全国調査結果は、小学生（4～6年生）6.4%、中学生18.6%でしたので、比較すると、本を読まない児童が多く、生徒は少ないという結果でした。さらに、学年ごとの前回（平成29年度）調査や平成27年度調査結果との比較が次の表となります。

図 5 学年別0冊の子どもの全体に占める割合



小学4年生と小学6年生の不読率が著しく増加しました。前回調査（平成29年度調査）では、平成27年度調査と比べて、小学4年生と小学6年生の不読率の改善を認めつつも、第3次計画において、学年が進むにつれて読書から離れてしまう傾向について留意し、小学生の時期の読書の継続に取り組み、読書習慣の定着を図ることを目標にしていました。コロナ禍による図書へのアクセスがしにくい状況や子どもたちも交流が妨げられ孤立化した状況が大いに影響したと考えられます。今後、分断されていた読書推進活動を再開、充実していく必要があります。

3 第3次計画の主な取組

第3次計画では、4つの基本方針のもと、それぞれについて、成果指標を設け具体策を実施しました。方針ごとに取組を振り返ります。

基本方針1 子どもと共に楽しむ読書、読書への誘い

成果指標	平成 28 年度 数値	令和 4 年度 目標値	令和 4 年度 数値
出生児数に対するブック スタート参加率	44.7%	50.0%	46.1%

平成 28 年度に 44.7%だった参加率は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 2 年度は 26.7%までに落ち込みました。対面での読み聞かせに代え、絵本やおすすめ絵本リスト等の手渡しのみで切り替えて実施し、新型コロナウイルス感染の沈静化により、令和 4 年度は 46.1%までに回復しましたが、目標を達成することはできませんでした。

家庭における読書活動支援事業や親子で集まり楽しむ読書活動事業を、保育課・子育て支援センター・青少年課・中央図書館で実施しました。

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各施設の休館や対面での働きかけの休止により活動は低下しましたが、令和 4 年度以降は、いずれの事業も再開し、参加状況等も回復しています。

基本方針2 子どもの聞く能力や創造する力を伸ばす

成果指標	平成 29 年度 数値	令和 4 年度 目標値	令和 4 年度 数値
小学校入学前に読み聞かせ体験があると回答する 子どもの割合	88.7%	90.0%	84.0%

上記目標を達成することはできませんでした。「今まで、読んでもらったことはなかったし、今もない」は、前回調査（平成 29 年度調査）から 0.4 ポイント減少しており、増加したのは「覚えていない」と「無回答」でした。前回の調査では、小学 2 年生のクラスでは、教諭による質問読み上げと説明がありましたが、今回はタブレット端末による Google フォームを利用したアンケート調査へ変更したため、その影響もあったと思われます。

子どもの聞く能力や創造する力を伸ばすには、乳幼児期から読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した読書活動へのアプローチが必要となることから、読書のきっかけづくり事業や幼稚園、保育所等と中央図書館との連携事業を実施しました。幼稚園や保育所と連携した保護者への子ども読書活動啓発はパンフレット等を配布することなどにより継続して実施できましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2～4年度は保護者と幼児を対象とした各種読書イベントを休止せざるを得ませんでした。

なお、緊急事態宣言発令に伴い図書館が休館となったため、図書館ホームページに無料で本が読めるリンク集「おうち図書館」を設けました。その後、親子で楽しめる子ども向け動画や博物館・水族館等にもリンクを広げました。

基本方針3 子どもの読む力を伸ばす

成果指標	対象	平成29年度 数値	令和4年度 目標値	令和4年度 数値
「読書が好き」と回答する 子どもの割合	小学生	70.0%	80.0%	67.5%
	中学生	60.5%	70.0%	48.6%

図6 読書について（小学生）

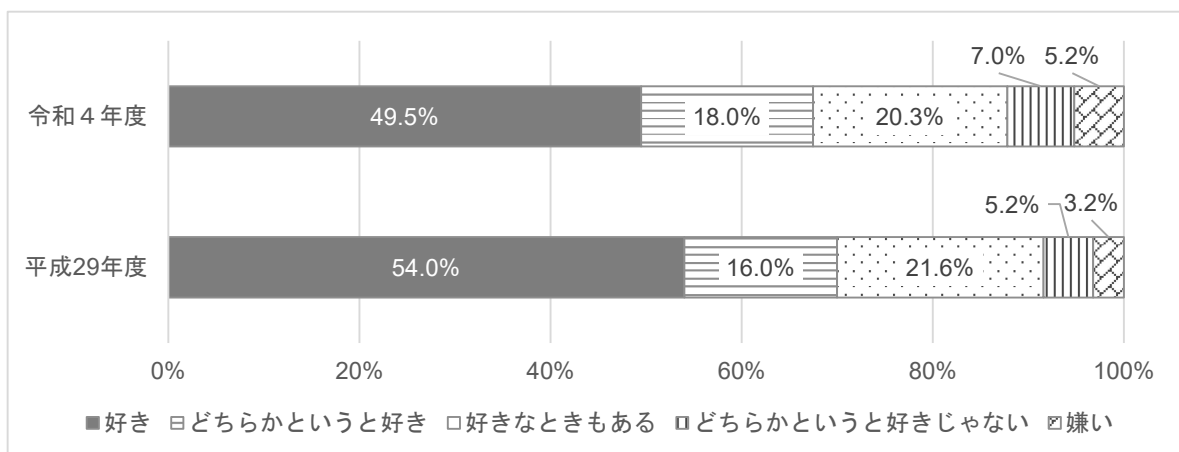
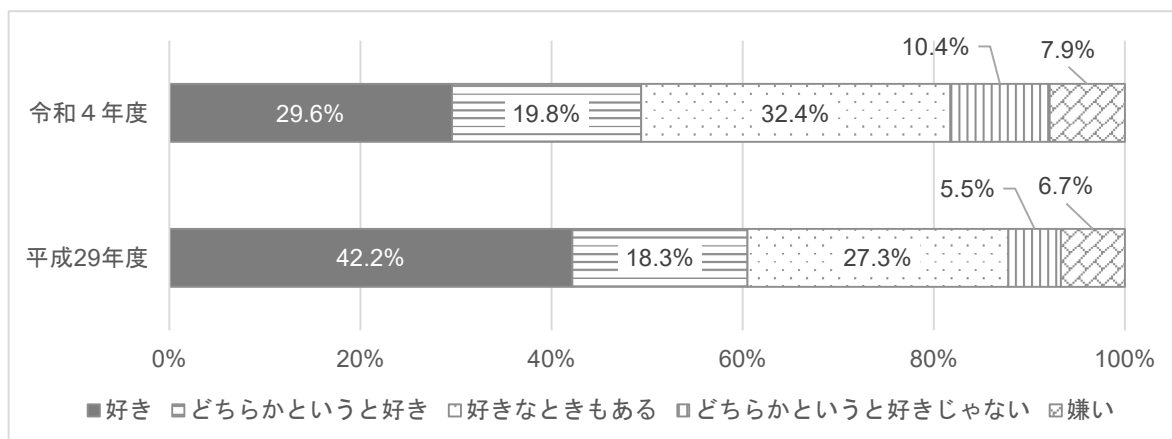


図 7 読書について（中学生）

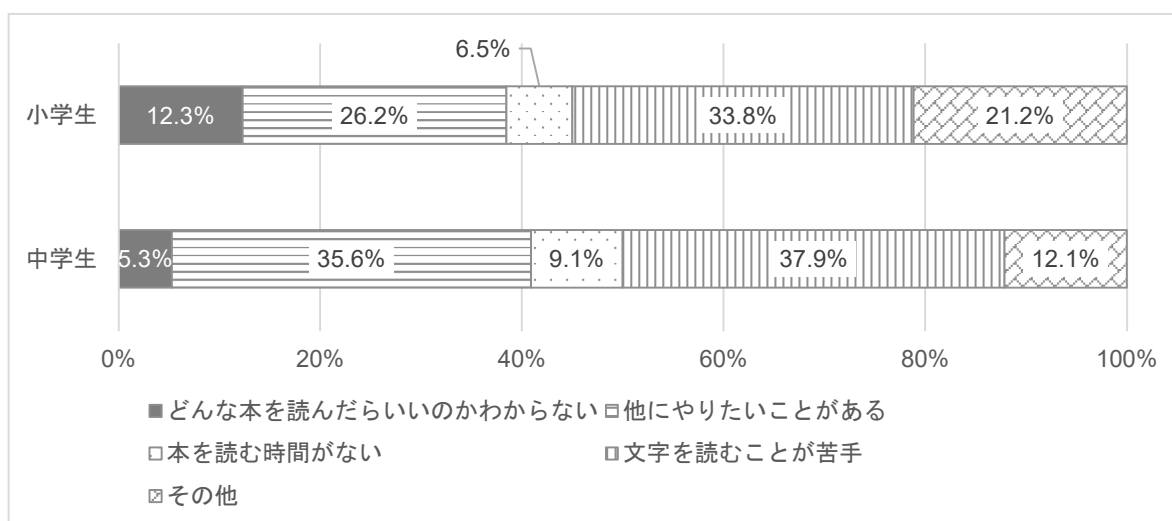


小・中学生ともに「好き」、「どちらかという好き」が減少し、目標を達成することができませんでしたが、「好きなき時もある」を加えると、小学生 87.8%、中学生 81.8%でした。「好きなき時もある」を、より「好き」に近づけていけるよう読書の楽しさを伝えていく活動に努めます。

なお、「どちらかという嫌い」、「嫌い」が増加しており、特に中学生や小学4年生、小学6年生の増加が課題となっています。

「読書が嫌いな理由は何ですか」との質問の回答は次のとおりです。最も多い理由は小・中学生ともに「文字を読むことが苦手」でした。苦手意識を持つ子どもも読書の楽しさを感じることのできるアプローチを検討する必要があります。

図 8 読書が嫌いな理由



小・中学校及び学校図書館における読書活動推進事業や学校と中央図書館との連携事業、学外における読書活動推進事業を実施しました。

小・中学校においては、子どもたちの読書活動推進に向けて、①教職員の体制づくり、②読書環境の整備、③学校図書館の蔵書の充実、④読書時間の確保を図りました。

中央図書館との連携事業については、①図書館案内や推薦図書リスト、本入れバッグ等の配布、②図書館見学や出前おはなし会、職業体験学習、③団体貸出し等を実施しましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い休止を余儀なくされました。感染の沈静化により、令和4年度以降は団体貸出し冊数も増加しています。

また、中央図書館内や地下通路、地下道の展示ケースにおいて、学校図書館の活動紹介展示を行っています。

さらに、令和3年度には、中学生を対象とした読書活動推進のため、睦合東中学校をモデル校に、学校図書館を通じて個人の要望により中央図書館の本を届ける試みを実施しました。

学外における読書活動推進事業としては、公民館図書室の整備に努めるとともに、「科学道100冊」や「赤ちゃん絵本・おひざで読む絵本」、「大人になっても心に残るこどもの本」、「親子でいっしょに」、「動物だいすき」、「のりものだいすき」等テーマに関連する図書を50冊以上集めた企画展示を巡回実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々なイベントが中止を余儀なくされる中で、本の通帳^{※2}を用いる「こども読書マラソン^{※3}」を継続して実施しました。

また、放課後児童クラブにおいては、生活時間（授業終了後～午後7時）に、読書の時間を取り入れ、読書の習慣化を図りました。

※2本の通帳

本市で子どもに配布している読んだ本を記録する冊子の名称で、利用者自身が書き入れる形態で、60冊を記録できます。

※3こども読書マラソン

小学生以下の子どもを対象として、中央図書館・9公民館図書室・移動図書館において「本の通帳」と「おすすめ本紹介カード」を配布しています。「本の通帳」への10冊記入ごとに60冊まで、6種類の景品を配布しています。また、提出された「おすすめ本紹介カード」は中央図書館や公民館図書室に掲示しています。

基本方針4 子どもの読書を支える、読書を通じてつながる

成果指標	対象	平成 29 年度 数値	令和 4 年度 目標値	令和 4 年度 数値
ボランティア団体数 及び活動者数	団体数	40 団体	43 団体	34 団体
	活動者数	574 人	580 人	469 人

当該目標値を達成することができず、団体・活動者数は減少しました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、活動を休止されたり、新規メンバーの募集が行えなかったりと、その影響は大きいものでした。

基本方針4では、子どもの読書を支えるモノとヒトを整備するとともに、読書を通じた交流が広がることを目的として、資料整備事業や協働による読書活動推進事業、読書を通じた交流事業を実施しました。

資料整備事業については、配慮が必要な子どもが読書に親しむことができるよう、LLブック^{※4}やマルチメディアデイジー^{※5}等の整備に努めました。さらに、令和3年10月には、厚木市電子図書館サービスを開始し、活字を読むことが困難な子どもも読書を楽しむことができるよう音声付き絵本や音声読み上げ機能と連動できる図書、文字サイズの拡大や反転機能のある図書等の整備を図りました。

協働による読書活動推進事業については、ボランティアの育成と支援、ボランティア間の交流支援のため、講座等を企画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度の秋以降は休止、令和4年度は読み聞かせ講座の講義のみ実施しましたが、家族の感染による欠席や感染状況から感染を心配された欠席が目立つ状況でした。

また、ボランティア団体の活動内容等を共有するための掲示板を中央図書館に設けましたが、どの団体も活動の制限や縮小を余儀なくされており、掲示が少ない状況でした。

※4 LLブック

スウェーデン語の「ラッテ・ラスト」の頭文字を取っているもので、読むことに困難を伴う人などが読みやすいよう、写真や絵、絵文字、短い言葉などで構成された本のことを言います。

※5 マルチメディアデイジー

コンピュータやタブレット端末を利用し、文字・音声・画像を同時に再生するとともに、読み上げる速度や、画面上の文字の大きさ・色・背景色などを変更できるデジタル録音図書のことです。

令和4年度に実施した読書ボランティア団体実態調査では、「他校のボランティア団体と情報共有できる場所や機会がほしい」や「交流会を開催してほしい」との要望をいただいています。

読書を通じた交流事業については、令和2年度・令和3年度は開催できず、令和4年度にワークショップ「POP^{※6}王が教える本の魅力を伝えるPOP作りの極意」を開催し、作成されたPOPを本とともに図書館内に展示しました。

4 第3次計画の評価と課題

第3次計画においては、読書活動の習慣化と読書が好きな子どもの育成を図るため、特に子どもの成長に応じた読書活動へのアプローチを主眼として計画を推進していく予定でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各学校の臨時休業や図書館の臨時休館等により、長期にわたり図書へのアクセスがしにくい状況が生まれました。また、読書体験を持たない、あるいは読書に興味のない保護者や子どもについて、様々な読書イベントの開催や他のイベントと連携することにより、読書の楽しさに気付いていただき、読書への興味を喚起していこうと計画していましたが、感染防止対策のため、集うことが難しい状況となり、休止を余儀なくされました。令和4年度以降、コロナ以前の読書環境の回復、各事業の継続に努めている状況です。

なお、この期間に新たに実施した事業である厚木市電子図書館や中学生への読書活動のアプローチ、交流イベントの開催等を更に拡充していくことも必要と考えます。

また、中町第2-2地区に建設が予定されている複合施設内の新たな図書館について、子どもたちにとっても居場所や気付きの場所となり、絶え間ない交流、活動が生まれる図書館を目指して整備を進めています。

以上のことを勘案し、第4次計画において、次の5つの課題解決に取り組みます。

(1) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化の進展を踏まえ、情報活用能力を育むとともに、電子書籍等の活用に取り組みます。

^{※6}POP (Point Of Purchase Advertising の略)

販売促進のための広告媒体。キャッチコピーや説明文、イラスト等を手描きしたもので情報を伝えます。

(2) 子どもの不読率低減に向け継続した取組の実施

今後も、乳幼児からの読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した施策を継続して、不読率低減に取り組めます。

(3) 社会全体（家庭・地域・学校・ボランティア団体等）の連携・協力体制の充実

子ども読書活動を更に推進するためには、家庭、地域、学校、ボランティア団体その他関係機関が連携して継続的に情報提供や事業展開を行うことが必要です。庁内関係部署の連携・協力体制を強化します。

(4) 学校図書館と図書館の連携・協力体制の強化

成長に伴い読書傾向が変わっていく時期に読書離れを生じさせないようにするために、学校における読書環境をより充実させるとともに、学校図書館と図書館の連携・協力体制を強化します。

(5) 多様な子どもたちに配慮した読書環境の整備

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、より一層、誰でも使いやすい図書館を目指すことが必要です。読書環境の整備・充実に当たっては、図書館を利用しにくかった子どもたちの多様なニーズにも配慮します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画目標

育てよう「読書大好きあつぎっ子」 ～豊かな心を育むために～

子どもの読書活動の推進に関する法律が掲げる基本理念に基づき、子ども読書活動は、豊かな心を育み、コミュニケーション能力を高め、新たな知識を得ることができるものとして、平成19年度に策定した第1次計画から「育てよう「読書大好きあつぎっ子」」を目標に掲げて推進してきました。

本計画では、第1次計画からの計画目標を継承し、子どもたちが読書を通じて豊かな心を育み、「生きる力」を身に付けることができるよう読書活動の推進に取り組みます。

2 基本方針

計画の基本方針については、第3次計画の課題や、社会環境の変化を踏まえながら、国の第五次基本計画の基本的な方針を基に3つの基本方針を設定し、本市の子ども読書活動推進計画の継続及び着実な推進を図ります。

(1) デジタル社会に対応した読書環境の整備

インターネットやスマートフォン等の情報通信機器の急速な普及により、子どもを取り巻く社会環境も大きく変化しています。国の第五次基本計画では、「学校においては、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実、新型コロナウイルス感染拡大や災害等における教育の保障を実現するため、GIGAスクール構想が着実に進展している。」とされています。このように、社会のデジタル化やGIGAスクール構想等の進展を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするため、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

(2) 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進

令和4年度に本市が実施した「小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査」の結果では、学年が進むにつれて不読率が増加する傾向があります。特に10代以降は、年齢が進むにつれて読書離れが進む傾向にあり、その対応が課題となっています。生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。読書に関する発達段階ごとの特徴としては、次のような傾向があると指摘されている^{※7}ことから、年齢や発達の段階に応じた施策を推進します。

ア 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

イ 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

ウ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

エ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

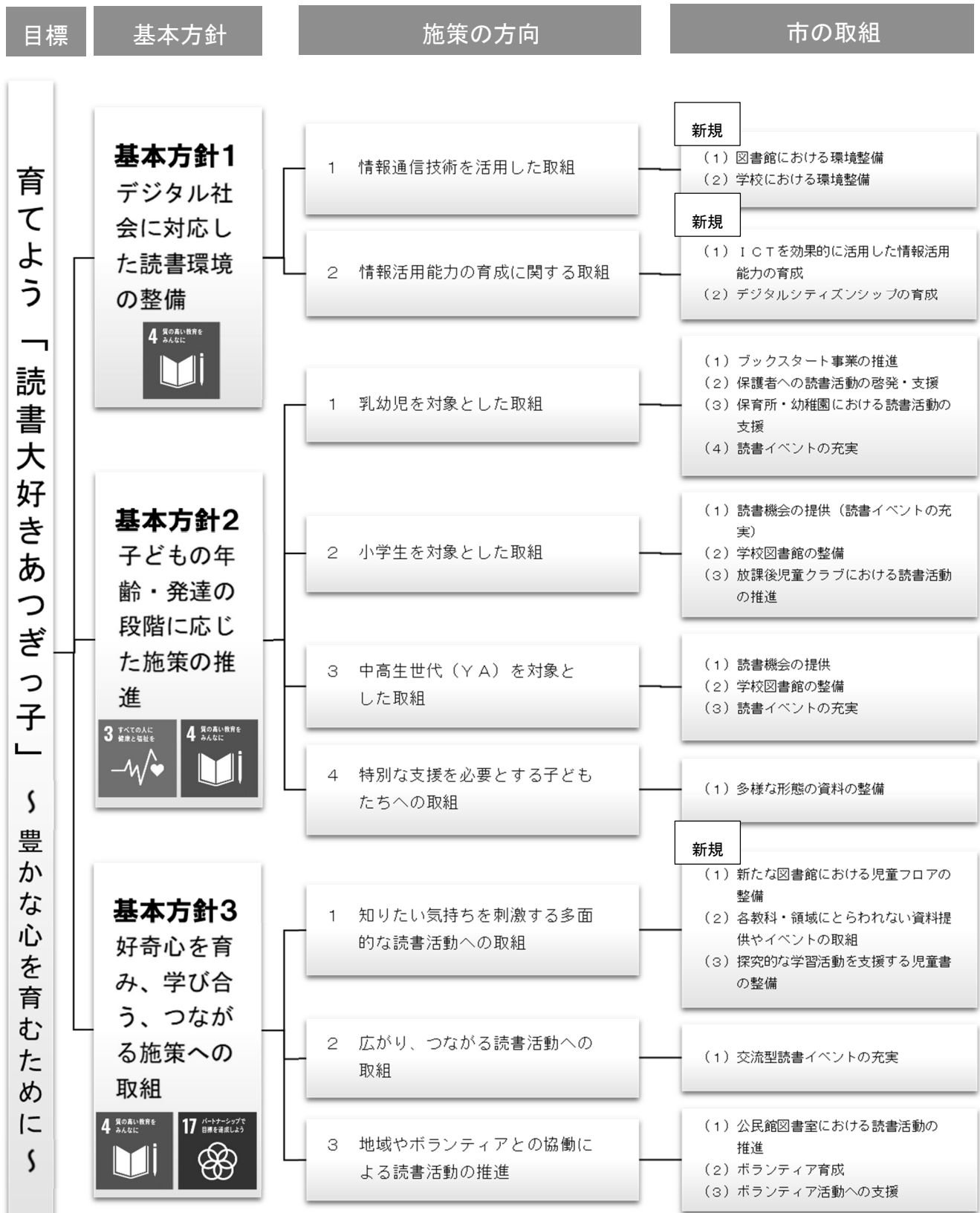
^{※7} 「子供の読書活動に関する有識者会議論点のまとめ」（平成30年3月）

(3) 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組

令和2年1月に厚木市複合施設等整備基本計画が策定され、図書館、(仮称)未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備を進めています。「中町第2-2地区周辺整備方針(平成26年12月)」において、「第3の場所づくり サードプレイス」をコンセプトに掲げ、自然と多くの人々が集まることができる場所とするため、整備方針の1つに、未来の図書館機能や科学館機能を核とする複合施設の整備を位置付けています。また、公園のように誰でも立ち寄れ、気軽に過ごせる空間として、(仮称)未来館と中央図書館を融合させることにより、遊びと体験と学びが詰まったこれまでにない新しい施設の展開を目指しています。(仮称)未来館の機能・スペースである展示室、実験室、工房、プラネタリウムを図書館の機能・スペースと融合し、複合施設としての利点をいかしながら、子どもたちの好奇心を育み、学び合う、つながる施策へ取り組みます。子どもたちにとっても居場所や気付きの場所となり、絶え間ない交流、活動が生まれる図書館を目指します。

また、地域においては、ボランティアが読書推進の大きな力となっていることから、地域における関係機関やボランティアとの交流、情報交換を促進し、協働で子ども読書活動を推進します。

3 計画の体系



- ※ 目標3 すべての人に健康と福祉を
- ※ 目標4 質の高い教育をみんなに
- ※ 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

4 施策の方向と成果指標

基本方針に基づいて、具体的な施策を推進するため、各基本方針に「施策の方向」と「成果指標」を示します。

基本方針 1 デジタル社会に対応した読書環境の整備

施策の方向 1 情報通信技術を活用した取組

施策の方向 2 情報活用能力の育成に関する取組

成果指標		対象	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 10 年度
1	厚木市電子図書館を利用したことがある子どもの割合	小学生	—	30.0%
		中学生	—	50.0%

基本方針 2 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進

施策の方向 1 乳幼児を対象とした取組

施策の方向 2 小学生を対象とした取組

施策の方向 3 中高生世代（YA）を対象とした取組

施策の方向 4 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組

成果指標		対象	現状値 令和 4 年度	目標値 令和 10 年度
1	出生児数に対するブックスタート参加率		46.1%	50.0%
2	「小学校入学前に読み聞かせ体験がある」と回答する子どもの割合 (小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査)		84.0%	90.0%
3	「読書が好き」と回答する子どもの割合 (小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査)	小学生	67.5%	80.0%
		中学生	49.4%	70.0%

成果指標		対象	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度
4※	「学校の図書室を利用した」と回答する子どもの割合 (小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査)	小学生	50.1%	60.0%
		中学生	19.9%	60.0%

※「学校の図書室を利用した」とは、図書室で本を読んだり借りたりするほか、図書室を利用した調べ学習等で、机や椅子を利用したことを含みます。

基本方針3 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組

施策の方向1 知りたい気持ちを刺激する多面的な読書活動への取組

施策の方向2 広がり、つながる読書活動への取組

施策の方向3 地域やボランティアとの協働による読書活動の推進

成果指標		対象	現状値 令和4年度	目標値 令和10年度
1	子ども科学館・(仮称)未来館と連携したイベント参加人数		145人	2,700人
2	ボランティア団体数及び活動者数 ※「子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査」より	団体数	34団体	43団体
		活動者数	469人	580人

5 市の取組

基本方針に基づく、施策の方向を実効性のあるものにするため、市の取組を示し、社会全体（家庭・地域・学校・ボランティア団体等）の連携・協力体制の充実に努めます。

なお、第3次計画に基づき、実施した具体策については、継続した読書活動の推進を重視し、本計画においても引き続き実施します。

第4章 施策の展開

基本方針1 デジタル社会に対応した読書環境の整備

GIGAスクール構想の実現に向けたICT^{※8}の活用や新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化等により、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化しています。このような読書環境の変化の中で、多様な子どもたちに対応できるようICTを活用した取組が重要となります。

また、多種多様な情報や情報技術を活用し、未知の課題や問題を解決するために情報活用能力を育むことが、必要不可欠です。

施策の方向と取組



1 情報通信技術を活用した取組

(1) 図書館における環境整備

中央図書館では、令和3年10月から、スマートフォン等で、いつでもどこからでも検索・閲覧・貸出・返却が可能な電子図書館サービスを実施しています。令和4年10月から、児童書の読み放題タイトルを追加するなど、タイトル数も1万点を超えました。今後も限られた図書等を有効活用するとともに、印刷物としての図書の貸出しのみならず、電子書籍も充実させ、学習活動を支援します。

国の第五次基本計画において、「図書館は、ICTを積極的に活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを促進することが求められる。」とされています。新しいICTサービスへの対応として、学校と連携し、児童・生徒へ公立図書館の貸出サービスのIDを一括で発行し、個人の読書のみならず、各学校の学習活動のほか、登校できない児童・生徒の自宅学習などの支援についても積極的に取り組めます。

^{※8} ICT (Information and Communication(s) Technology の略)
情報通信技術のことを言います。

(2) 学校における環境整備

G I G Aスクール構想により整備された、一人一台端末を活用し、図書館と連携した電子図書館の利用を促進します。児童・生徒が電子書籍を利用して読書活動に取り組んだり、授業において資料を活用したりする活動を支援します。

その他継続事業

- 幼稚園・保育園と連携した保護者への啓発（電子図書館利用案内の配布）

2 情報活用能力の育成に関する取組

(1) I C T を効果的に活用した情報活用能力の育成

児童・生徒が、タイピング等の入力操作、情報収集のための検索等についての基本的な操作能力を身に付け、I C T を効果的に活用して、情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したりということが出来る情報活用能力の育成に努めます。

(2) デジタルシティズンシップ^{※9}の育成

I C T の活用を通して、情報の収集、整理・分析、発信等をするための能力を育成するとともに、情報を正しく安全に利用し、デジタル社会と主体的に関わることのできるデジタルシティズンシップの育成に努めます。

その上で、図書館情報システムや、厚木市電子図書館を正しく安全に活用することにより、読書の推進と学校図書館の利用の促進を図ります。

※9 デジタルシティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のことです。

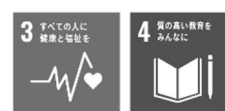
インターネット環境下で様々な情報・人間関係と遭遇したときに、自分がどうあるべきか、どう振る舞うべきかを自分で考え判断し、責任を持って行動できるようになることを目的としたものです。

基本方針2 子どもの年齢・発達の段階に応じた施策の推進

テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。読書が好きな子どもを育成するには、乳幼児期から読書の習慣化を図り、成長や発達段階に対応した読書活動へのアプローチが必要となります。そのため、対象を乳幼児、小学生、中高生世代に分けた取組により、不読率の低減を目指します。

また、障がいのある子どもや日本語の支援を必要とする子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちの読書環境を整備します。

施策の方向と取組



1 乳幼児を対象とした取組

(1) ブックスタート事業の推進

0歳児とその保護者を対象として、読み聞かせの体験とともに絵本を通じて親子のふれあいを深めてもらうブックスタート事業は、乳児期からの読書の習慣化のために重要です。

中央図書館、アミューあつぎ等様々な場所で、乳幼児向けの絵本や、ブックリストを保護者に手渡し、親子が過ごす大切な時間を持てるよう図書館司書とボランティアが協働して実施しています。

今後も開催場所等について検討し、より多くの方に参加いただけるよう充実を図ります。

また、家庭における読書活動の継続のため、乳幼児向けのおすすめ絵本をセットにした「赤ちゃん絵本パック」の貸出しをすることにより、乳幼児時期からの切れ目ない支援を実施します。

(2) 保護者への読書活動の啓発・支援

子どもの読書活動の推進に関する法律、第6条に「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。」とあります。

子どもが読書に親しむきっかけづくりとして、子育て家庭やこれから子育てを始める方への支援施設である「子育て支援センター」や地域において子育て中の親子が集い、相談や情報

交換等を行っている「移動子育てサロン」、市内 38 児童館で実施している「おひさまタイム※¹⁰」において、親子で読書に親しむ機会を提供します。

中央図書館では、乳幼児におすすめの本を集めたコーナーを設け、おすすめの絵本リストの配布を行うとともに、保護者が気兼ねなく読み聞かせを行うことができるように中央図書館3階にある「おはなしの森」を活用します。また、新たな図書館においては、保護者同士が交流できる居場所づくりに努めます。

(3) 保育所・幼稚園における読書活動の支援

保育所・幼稚園等において乳幼児が読書の楽しさを知るために、中央図書館では、保育所・幼稚園等に協力をいただき保護者に子ども読書活動の啓発パンフレットや絵本リスト、読書通帳等を配布しています。さらに、団体貸出し、出前講座により、保育所・幼稚園における読書活動の支援をしています。

市立保育所では、絵本コーナーを設け、読み聞かせを実施するほか、「保育所だより」等で保護者に絵本の紹介等を行い、子ども読書活動の啓発に努めます。

(4) 読書イベントの充実

乳幼児期には周りの大人と一緒に時間を過ごし、絵本や物語を読んでもらうことにより、絵本や物語に興味を示すようになるため、きっかけとなるよう子育て支援センター、児童館、中央図書館等の様々な場所で、保育士や児童館指導員、司書、ボランティア等による「おはなし会」を実施しています。また、読書に関心がなく、図書館に来館したことのない保護者に関心を持ってもらえるよう歌遊び、わらべうたを取り入れた新たなイベント等を実施します。

※¹⁰ おひさまタイム

市内 38 児童館で、平日の午前中、午前 10 時から正午まで、幼児と保護者に施設を開放しています。

その他継続事業

- 読書環境整備の支援（団体貸出しの利用案内等）
- 読書イベントの開催（映画会・人形劇・絵本ライブ・図書館福袋等）
- 子ども読書の日（4月23日）の周知
- 「あつぎ家庭読書の日」（毎月第3水曜日）の周知
- 中央図書館における読書相談と展示活動

2 小学生を対象とした取組

(1) 読書機会の提供（読書イベントの充実）

小学生の読書への関心を高めるため、多様な取組を行うことは、読書へのきっかけづくりとなります。おはなし会、映画会、人形劇、読書通帳の配布等のほか、ゲーム感覚で楽しみながら家族や友人と一緒に参加できる図書館クイズラリーや、読書マラソン等のイベントを実施してきました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々なイベントの中止を余儀なくされる中で、本の通帳を用いる「こども読書マラソン」を継続して実施したことや、感染対策を講じながらイベントを継続したことにより、読書機会を絶え間なく提供することができました。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、減少していたイベントの参加者数も回復していることから、読書イベントを通じて、より一層、図書館を身近に感じ、継続的な利用につなげるよう取り組みます。

今後は、読書に関心の低い子どもが本に触れるきっかけづくりとなるよう「おみくじ」や「くじ引き」を用いた楽しめるイベントを実施するとともに、幅広く、読書のきっかけをつくるため、図書館の資料を効果的に活用できるよう市立小・中学校の児童・生徒に図書館カードを交付します。令和5年度に市立中学生に交付し、令和6年度からは、順次市立小学生に拡大します。これにより、各自で電子図書館にアクセスし、電子書籍を閲覧することが可能になります。さらに、図書館の蔵書検索から予約し、求める図書（印刷物）を中央図書館、公民館図書室等で借り受けることが可能となります。

図 9 図書館カード交付スケジュール（予定）

年度	対象	交付時期（予定）
令和5年度	市立中学生（1年～3年）	10月
令和6年度	市立中学生（1年） 市立小学生（4年～6年）	未定
令和7年度	市立小学生（1年～4年）	
令和8年度	市立小学生（1年）	

※ 令和8年度以降は、市立小学生1年生のみに交付します。

(2) 学校図書館の整備

児童が親しみやすく、気軽に立ち寄ることができる学校図書館となるよう、絵本や読み物の蔵書の充実を図るとともに、授業で活用できる資料の充実と更新、新聞の活用、展示や配架の工夫に努め、魅力ある学校図書館づくりを目指します。

児童の読書の機会を増やす工夫として、朝読書の時間や休み時間に手軽に本を手にとることができるよう、中央図書館から譲渡されたりサイクル図書を有効利用した学級文庫等の充実や、可動式ワゴン等による図書の貸出しなどに取り組みます。

(3) 放課後児童クラブにおける読書活動の推進

放課後児童クラブの生活時間（授業終了後～午後7時）に読書の時間を取り入れ、読書活動の習慣化を図ります。

市立放課後児童クラブの全クラブにおいて、生活時間中の読書を呼び掛け、読書時間を確保し、子どもたちが読書にふれあう機会を作ります。

その他継続事業

- 教職員の体制づくり（司書教諭や学校司書等）
- 読書の時間の確保（学校における朝読書等）
- 学校での読書イベントの開催（読み聞かせ・ブックトーク・読書週間等）
- 中央図書館での読書イベントの開催（おはなし会・映画会・人形劇・絵本ライブ・図書館福袋等）
- 教職員の中央図書館利用の促進（団体来館等）
- 学校図書館と中央図書館との連携
- 啓発パンフレットや本入れバッグ・推薦図書リストの配布
- 出前おはなし会の実施

3 中高生世代（YA^{※11}）を対象とした取組

(1) 読書機会の提供

10代以降の読書傾向として、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに、読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする場合があります。特に10代以降は、年齢が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあり、その対応が課題となっています。

読書に興味のない子どもを含めて、幅広く読書のきっかけをつくるため、子どもの多様な興味に応じ、図書館の資料を効果的に活用できるよう、令和5年度から図書館カードを中学生に交付しています。今後は、小学生にも図書館カードを交付することにより、読書習慣の定着につなげ、中学生、高校生へと切れ目ない支援に努めます。

なお、図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備が進められていることから、青少年が気軽に立ち寄り、安らげる場所として、学校でも家でもない、安心して過ごせる居場所を築くとともに、特に不読率が高い状況が続いている高校生にとって読書のきっかけとなるような居場所づくりを目指します。

※11 YA

ヤングアダルト (Young Adult) の略で、子どもから大人への転換期にある13歳～18歳の中高生世代のことです。

(2) 学校図書館の整備

学校における読書活動は、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。また、学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現や自主的、自発的な学習活動、読書活動を充実していくこととされています。このようなことから、司書教諭、図書担当教諭、学校司書、関係機関等が連携しながら学校図書館の整備に努めます。

さらに、中学生にとって魅力ある学校図書館になるよう、授業で活用できる資料の充実、新聞の活用、計画的に図書の選定や更新を進めるとともに、展示や配架の工夫等に努めます。

中学生になると、部活動など、様々な活動が始まってきます。生徒が読みたい本を気軽に借りることができるよう、希望する中央図書館所蔵の図書や雑誌を、学校図書館を通じて貸出をする、結ぶプロジェクト^{※12}の一つである「市立中学校予約図書貸出サービス」を令和5年度から実施しています。今後も、中学生の多様なニーズに応えるため、中央図書館と学校が連携しながら、結ぶプロジェクトの推進と充実を図っていきます。

(3) 読書イベントの充実

学校において、読書週間や読書月間中に、貸出冊数及び来館者数を増加させるために、図書委員会を中心とした読書啓発の取組（貸出冊数に応じたしおりのプレゼント、ポスターの掲示等）、教職員による読み聞かせやおすすめ本の紹介等の取組を実施しています。読書が「嫌い」又は「どちらかというと好きじゃない」と思っている子どもが、少しでも読書に興味を持てるよう、読書イベントの充実に努めます。

※12 結ぶプロジェクト

市立中学校予約図書貸出サービスや図書館カードの交付事業等を実施することにより、児童・生徒の図書館利用の定着を図り、継続的に読書の推進を図るプロジェクトです。

その他継続事業

- 教職員の体制づくり（司書教諭や学校司書等）
- 読書の時間の確保（学校における朝読書等）
- 教職員の中央図書館利用の促進（団体来館等）
- 学校図書館と中央図書館との連携
- 生徒へ推薦図書リストの配布
- 中学1年生へ中央図書館利用案内の配布
- 職場体験学習

4 特別な支援を必要とする子どもたちへの取組

(1) 多様な形態の資料の整備

令和元年6月に成立した読書バリアフリー法により、障がいの有無にかかわらず、全ての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会が求められています。配慮が必要な子ども一人一人の状況に応じることができるよう、LLブック、点字表記のある本、大活字本、マルチメディアデージー、布の絵本^{※13}等、誰でも利用しやすい書籍等の収集を継続するとともに、利用しやすい電子図書館コンテンツの充実に努めます。具体的には、活字を読むことが困難な子どもも読書を楽しむことができるよう音声付き絵本や音声読み上げ機能と連動できる図書、文字サイズの拡大や反転機能のある図書等の充実に図ります。

また、新たな図書館には、これらのバリアフリー資料を集約したコーナーを設置し、障がい者への理解が深められるよう、図書館で行っている障がい者サービスを紹介します。

さらに、日本語指導が必要な児童・生徒が在籍（利用）する国際教室と連携し、日本語を学習するための資料や外国語の資料の充実に努めます。

※13 布の絵本

厚地の台布に、絵の部分にアップリケ、マジックテープ、スナップ、ボタン、ファスナー、紐を使用し、留めたり外したり結んだりできるようにし、文の部分を手書きにした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書です。

その他継続事業

- バリアフリー資料の充実と提供（LLブック・大活字本・点字図書等）

基本方針3 好奇心を育み、学び合う、つながる施策への取組

本市では、図書館、（仮称）未来館、市庁舎等からなる複合施設の整備を進めています。

図書館については、「厚木市図書館基本構想（平成29年4月）」において、「市民の学び、成長、楽しみに役立つ情報拠点」を基本理念に掲げ、人と本、人と情報が出会うだけでなく、集う人と人がつながり、新たな交流が生まれる図書館づくりを目指しています。

子ども科学館については、（仮称）こども未来館基本構想（平成29年11月）において、「子どもたちの未来へのチカラをみんなで育て、伸ばしていく、コミュニティプレイスの創造」を基本理念に掲げ、公園のように誰でも立ち寄り、気軽に過ごせる空間として、遊びと体験と学びが詰まったこれまでにない新しい施設の展開を目指しています。（仮称）未来館の機能と図書館の機能を融合させ、複合施設としての利点をいかしながら、子どもたちの知りたい気持ちを刺激できるような多面的な読書活動への取組に努めます。

また、同世代の者や世代を超えた他者とつながることによって、一人で読書をするだけでは得られない新しい価値観や視野を広げられるような取組を目指します。

さらに、地域や学校等においては、ボランティアが読書推進の大きな力となっていることから、地域やボランティアと協働で読書活動を推進します。

施策の方向と取組



1 知りたい気持ちを刺激する多面的な読書活動への取組

(1) 新たな図書館における児童フロアの整備

読書が好きな子どもを育成するには、乳幼児期から読書の習慣化を図ることが重要であり、そのためには保護者への啓発活動が必要となります。新たな図書館では、親子で一緒に読書を楽しめるスペースの整備に努めます。図書館では、静かにしないといけないというイメージがあり、子どもと出掛けるのをためらっている方なども小さなお子さんと一緒に図書館を気兼ねなく利用でき、親子で一緒に本を読んだり、ゆっくり過ごしたりできる場所づくりを目指します。

また、幼児から児童まで、子どもたちが自由に使えるキッズスペースを整備し、静かにしていることが苦手な子どもや、本を読むことに飽きてしまう子どもたちも居られる場所づくりを目指し、読書に興味がない子どもたちが、本に出会うきっかけを作ります。

(2) 各教科・領域にとらわれない資料提供やイベントの取組

新たな複合施設として整備予定の（仮称）未来館との融合により、広い視点に基づく統合的な思考力を育むことができるように、様々なアプローチによる資料の提供に努めるとともに、資料を活用したイベント等を開催することによって、読書活動の推進を図ります。

また、複合施設に移転するまでの間も子ども科学館と連携した取組を継続するとともに、子どもたちの科学に対する意欲や関心を高め、豊かな想像力を育むことができるようなイベントの開催に努めます。

(3) 探究的な学習活動を支援する児童書の整備

変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する探究的な学習は、これからの時代においてますます重要な役割を果たします。子どもの思考力や判断力、表現力などの育成を支援するため、探究的な学習活動を支援する児童書の整備に努めます。

2 広がり、つながる読書活動への取組

(1) 交流型読書イベントの充実

平成 28 年度に実施した、子供の読書活動の推進等に関する調査研究（文部科学省）によると、高校生の時期の子供は、友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があることから、読書をするきっかけを作り出す方法としては、友人等からの働き掛けを伴う、子供同士で本を紹介するような取組の充実が有効であると考えられる。（平成 30 年 3 月 20 日子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ）とされ、このような活動は、「読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができるといった効果が期待できる。」（令和 4 年 12 月子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ）とされています。

これまで中央図書館では、ビブリオバトル^{※14}やPOP作成のワークショップ等、参加者同士が交流しながら体験する企画を実施してきました。今後は、国の「第五次計画」に記載されている読書会・アニメーション^{※15}・本探しゲームや利用者が図書館の蔵書の中から、テーマ別に子どもたちにおすすめの本を選び、独自の本棚を作成する「シェア本棚」等、本を通じて世代を超えた利用者同士の交流を深められる企画を検討し、試行します。

また、各小・中学校図書館において実施している企画や展示の一部を毎年中央図書館で紹介しており、今後も連携して、子ども読書活動推進に取り組みます。

さらに、配慮が必要な子どもにも対応できるよう、イベントの開催時には、手話通訳者や要約筆記者を派遣するなど読書支援を行います。

その他継続事業

- 読書イベント参加者の交流

3 地域やボランティアとの協働による読書活動の推進

(1) 公民館図書室における読書活動の推進

オンライン・ネットワークで結ばれている9つの公民館図書室において、本や読書への興味を持ってもらうことを目的として、テーマに沿った児童書の展示を行っています。子どもたちの身近にある公民館図書室において、様々な本に触れる機会を提供するために希望するテーマを募集し、子どもたちの読書意欲の向上につなげます。

※14 ビブリオバトル

書評合戦とも呼ばれ、基本的なルールは次のとおりです。

- ①発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。
- ②順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。
- ③ 全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。

※15 アニメーション

読書のアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導の一つです。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われます。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われます。

(2) ボランティア育成

地域や学校等においては、ボランティアが読書推進の大きな力となっていますが、「子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査」の結果から、新型コロナウイルス感染症等の影響により、前回調査（平成 29 年度調査）からボランティアの人数が減少しています。新たな人材を育成できるよう研修会等の開催に当たっては、ボランティア団体の要望も踏まえて開催するとともに、ボランティアの育成とスキルアップを支援します。

(3) ボランティア活動への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア団体の活動も制限され、思いどおりに活動ができない期間が長く続きました。また、学校等で読み聞かせを行う際も密にならないよう間隔を空けて座るなどの対策がとられており、子どもたちが見やすいよう大型本等を使用するなどの工夫がされていることが、「子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査」の結果から分かりました。活動が再開されつつある状況で、ボランティアの要望に応じた資料整備に努めるとともにボランティア間で交流できる機会を設け、活動の活性化を支援します。

その他継続事業

- 読書環境の整備（公民館図書室）
- ボランティア活動への支援（団体貸出）
- ボランティアとの協働（情報共有）

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

計画の推進に当たっては、構成事業を各課で進めるとともに、家庭、地域、学校、関係機関等と連携して取組を進めます。さらに、本計画を着実に推進するため、本計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価します。なお、庁内組織としては、厚木市子ども読書活動推進委員会によって定期的な評価・見直しを行うことで、本計画の全庁的な進行管理を実施します。

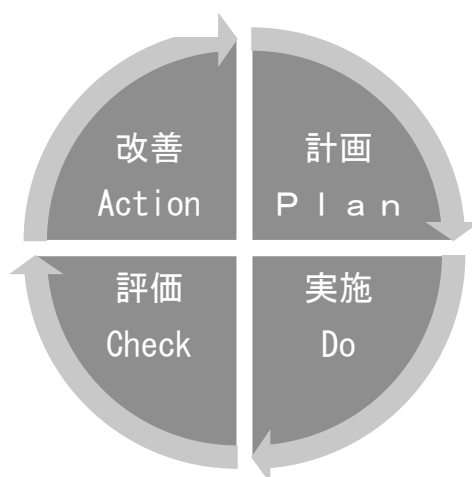
また、厚木市図書館協議会及び厚木市教育委員会点検評価委員会において、第三者の意見を伺い、検証を図ります。

2 進行管理

進行管理は、「PLAN（計画）」、「DO（実施）」、「CHECK（評価）」、「ACTION（改善）」のサイクルを実践する「PDCAサイクル」により、常に継続的な改善を意識しながら着実に推進します。

また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて成果指標の追加や目標値を見直し、取組内容の充実を図ります。

図 10 PDCAサイクルのイメージ



第6章 資料編

1 第4次厚木市子ども読書活動推進計画の策定経過

日程	会議名・内容等
令和4年10月3日(月) ～11月24日(木)	小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査実施
10月5日(水) ～11月30日(水)	子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査実施
令和5年1月31日(火)	第2回厚木市図書館協議会 ・小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果(速報値)について ・第4次計画策定方針(案)について
2月28日(火)	第1回厚木市子ども読書活動推進委員会 ・第4次計画策定方針(案)について
3月28日(火)	第3回厚木市図書館協議会 ・子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査集計結果について
7月3日(月)	第1回厚木市子ども読書活動推進委員会 ・令和4年度実施事業の評価について ・第4次計画施策の体系(案)について
7月27日(木)	第1回厚木市図書館協議会 ・第4次計画施策の体系(案)について
10月4日(水)	第2回厚木市子ども読書活動推進委員会 ・第4次計画(案)について
10月12日(木)	第2回厚木市図書館協議会 ・第4次計画(案)について
令和5年12月1日(金) ～令和6年1月4日(木)	第4次計画(案)のパブリックコメント実施
2月10日(土)	厚木市教育委員会2月定例会 ・第4次計画について

2 小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査集計結果

1 目的

第3次厚木市子ども読書活動推進計画（平成30年4月策定）に基づき、児童・生徒の読書活動の実態を把握し、第4次計画策定の参考資料とするため、小・中学生を対象とした読書活動に関するアンケート調査を実施しました。

2 対象者

小学校 23 校の 2・4・6 年生の各 1 クラス以上と、中学校 13 校の 2 年生 1 クラス以上

3 アンケート実施期間

令和4年10月3日～11月24日

4 調査方法

Google フォームを利用したアンケート調査

5 回答数

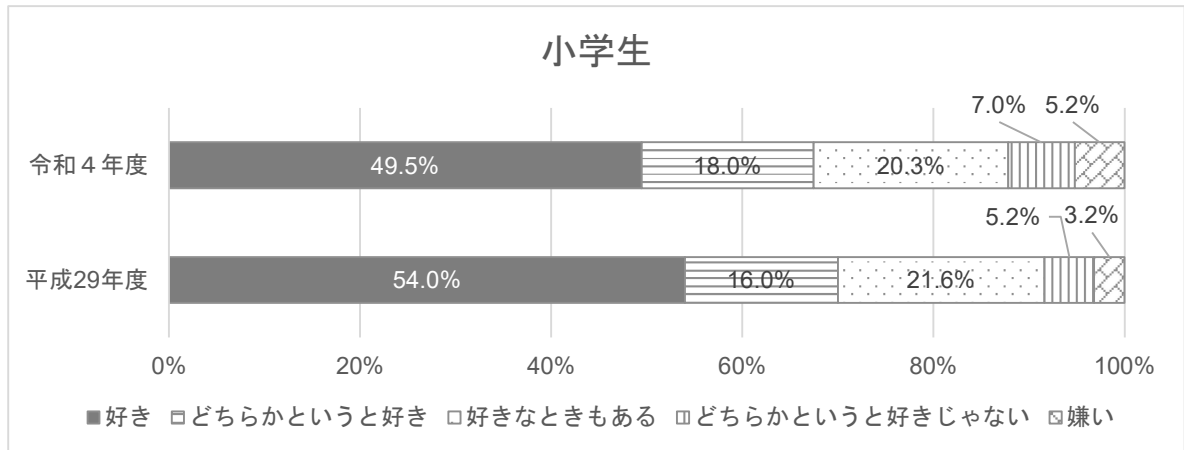
対象	学年	人数	合計
小学生	2年生	666人	2,134人
	4年生	718人	
	6年生	750人	
中学生	2年生	723人	723人
		合計	2,857人

※ 小数点以下第4位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

6 アンケート結果

(1) 「あなたは、読書（本を読むこと）についてどう思いますか？」

ア 小学生



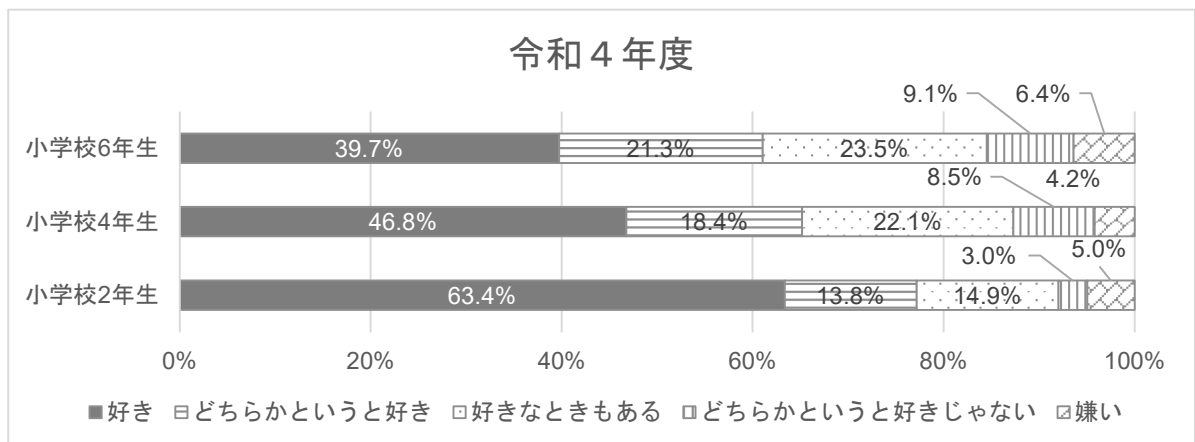
「好き」「どちらかという好き」が2.5ポイント減少し、「どちらかという好きじゃない」「嫌い」が3.8ポイント増加しました。

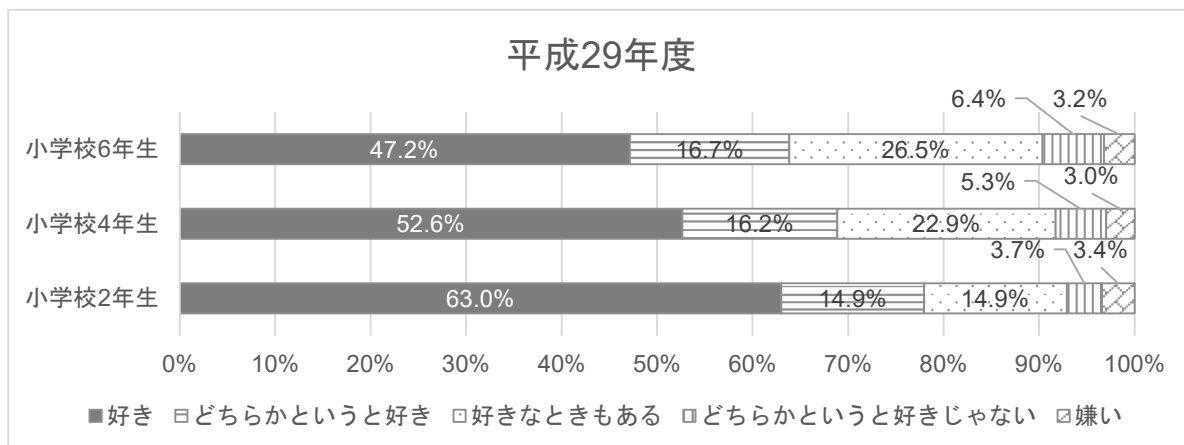
なお、学年別の状況を比較すると「好き」「どちらかという好き」について、2年生は0.7ポイント、4年生は3.6ポイント、6年生は2.9ポイント減少しました。

また、「どちらかという好きじゃない」「嫌い」については、学年が進むにつれて増加する傾向が続いており、特に、4年生と6年生の増加が著しい状況です。（4年生は4.4ポイント、6年生は5.9ポイント増加しました。）

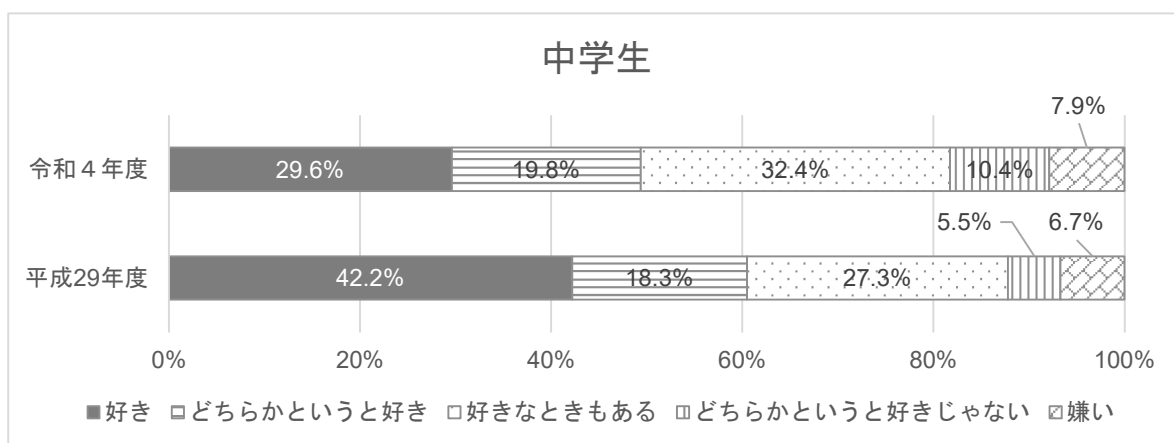
前回調査で懸念されていた2年生の「どちらかという好きじゃない」「嫌い」については、増加率が減少しています。

【学年別構成比】





イ 中学生



「好き」が著しく減少し（12.6ポイント）、「どちらかというが好き」については、1.5ポイント増加しました、「嫌い」については、1.2ポイント増加し、「どちらかというが好きじゃない」は、4.9ポイント増加しました。

(2) 読書が好きと回答した人に、「読書が好きな理由は何ですか？」

「読書が好き、どちらかというが好き」と回答した人に好きな理由を尋ねました。自由記載欄となっています。

ア 小学2年生の理由ベスト10

順位	人数	内容
1	54人	楽しい
2	50人	面白い
3	21人	いろいろな本がある。
4	20人	好きな本がある。
5	17人	勉強になる。
6	15人	本が好き（本を読むのが好き）
7	13人	頭が良くなる。
8	8人	いろいろなことが知れる。
9	6人	本の世界に入れる。
9	6人	暇なときに読める。
10	4人	落ち着く

小学2年生 1位・2位の詳細

順位	内容	詳細
1	楽しい	ものがたりがあってわくわくしてたのしい。
		いろいろなえがかいてあってたのしいからです。
		おもしろい本がいっぱいあって楽しいから。
2	面白い	本のえがおもしろいから。
		本のものがたりがおもしろいから。
		読むのが面白いから。

イ 小学4年生の理由ベスト10

順位	人数	内容
1	158人	面白い
2	59人	楽しい
3	31人	いろいろなことが知れる。
4	13人	勉強になる。
5	12人	想像ができる。
6	11人	暇なときに読める。
7	10人	落ち着く
7	10人	集中できる。
8	9人	ワクワク・ドキドキする。
9	7人	本の世界に入れる。
10	4人	漢字を覚えられる。

小学4年生 1位・2位の詳細

順位	内容	詳細
1	面白い	いろんな登場人ぶつのせいかくがあっておもしろいからです。
		本の、ストーリーが面白いから。
		本を読むと作者の気持ちがよくわかって面白いから。
2	楽しい	わくわくしたり、悲しんだり、いろいろな気持ちになれるのがうれしくて楽しいから。
		色々な絵や文があって読んでいて楽しいからです。
		本の中にはたくさんの魅力があって読むのが楽しいから。

ウ 小学6年生の理由ベスト10

順位	人数	内容
1	144人	面白い
2	46人	楽しい
3	29人	想像ができる。
4	24人	本の世界に入れる。
5	19人	暇なときに読める。
6	15人	落ち着く
7	13人	集中できる。
7	13人	ワクワクする。
8	11人	勉強になる。
9	10人	知識が増える。
10	9人	続きが気になる。

小学6年生 1位・2位の詳細

順位	内容	詳細
1	面白い	これがこうなったら～と妄想でき、面白いから。
		本の中にはそれぞれの物語があってそれぞれの過去とか急展開とかその本によって奥行きがあったり、深さがあって面白いからです。また、読んでいるとその景色や会話しているところが浮かんでくることが多いので好きです。

順位	内 容	詳 細
		自分が、想像つかない話が面白いからです。
2	楽しい	本を読むと、いろいろな事を学ぶ事ができるし、本の世界に入って色々なことを想像しながら読むことができているから。
		本の世界で登場人物とドキドキする気持ちを味わうのが楽しいから。
		本の世界に入るととても楽しいから。

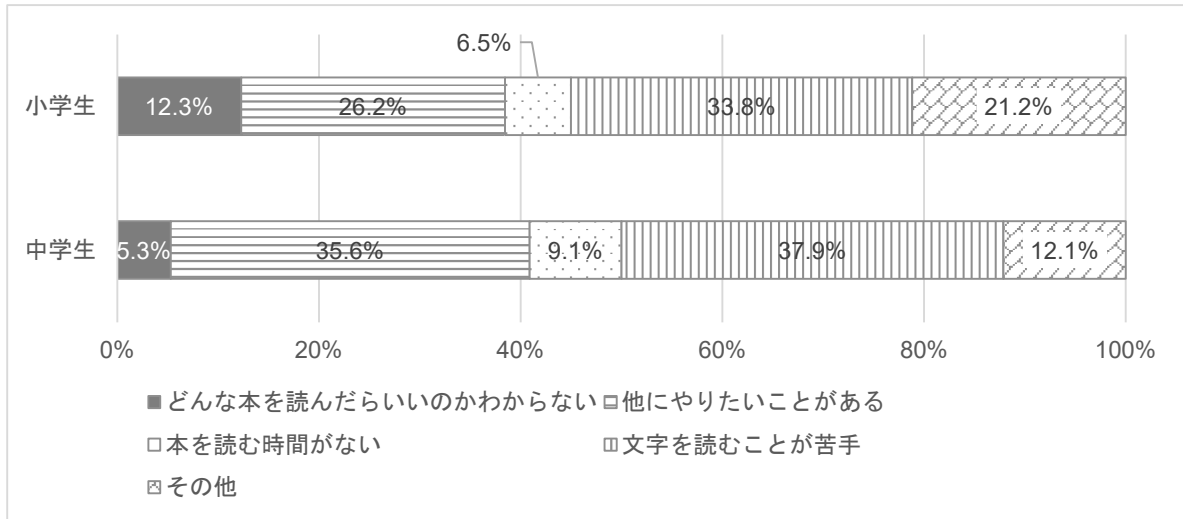
エ 中学2年生の理由ベスト10

順位	人 数	内 容
1	91人	面白い
2	37人	本の世界に入れる。
3	32人	楽しい
4	31人	想像ができる。
5	17人	知識を得られる。
6	12人	暇なときに読める。
7	10人	物語（を読むのが）が好き。
8	9人	落ち着く
9	7人	知らないことを知ることができる。
10	5人	勉強になる。
10	5人	新しいことを知れる。

中学2年生 1位・2位の詳細

順位	内 容	詳 細
1	面白い	現実では、起こらないことが起きて面白いから。
		その本のストーリーなどが面白い。
		自分では想像もできないような物語がたくさんあって読んでみると面白いから。
2	本の世界に入れる	非現実的な楽しい世界に入れるから。
		色々な世界観を楽しめるから。
		心が落ち着き本の世界に現実逃避できるから。

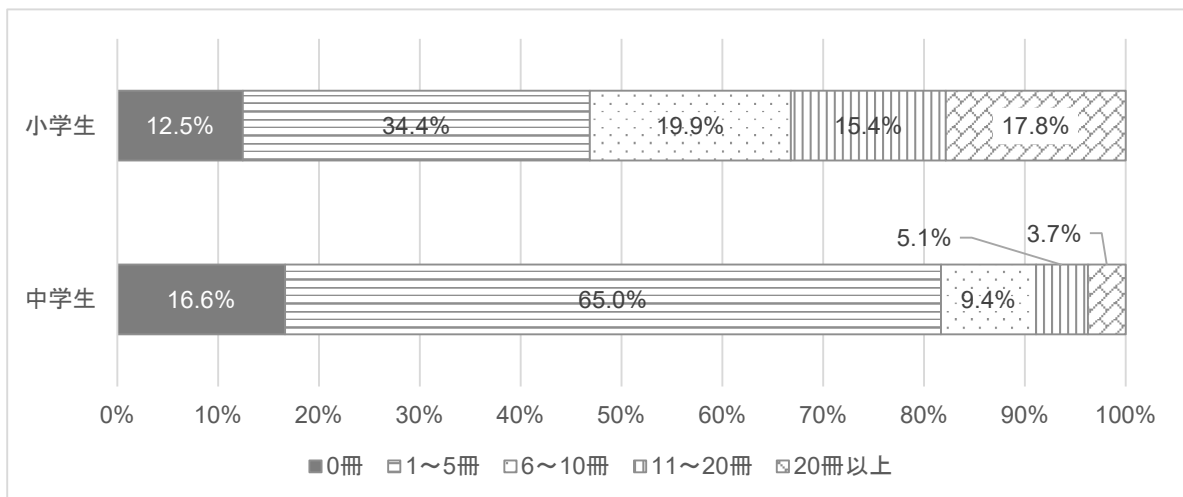
(3) 読書が「嫌い」又は「どちらかというところ好きじゃない」と回答した人に、「読書が嫌いな理由は何ですか？」



小学生、中学生ともに「文字を読むことが苦手」が最も多く、次いで「他にやりたいことがある」となっています。

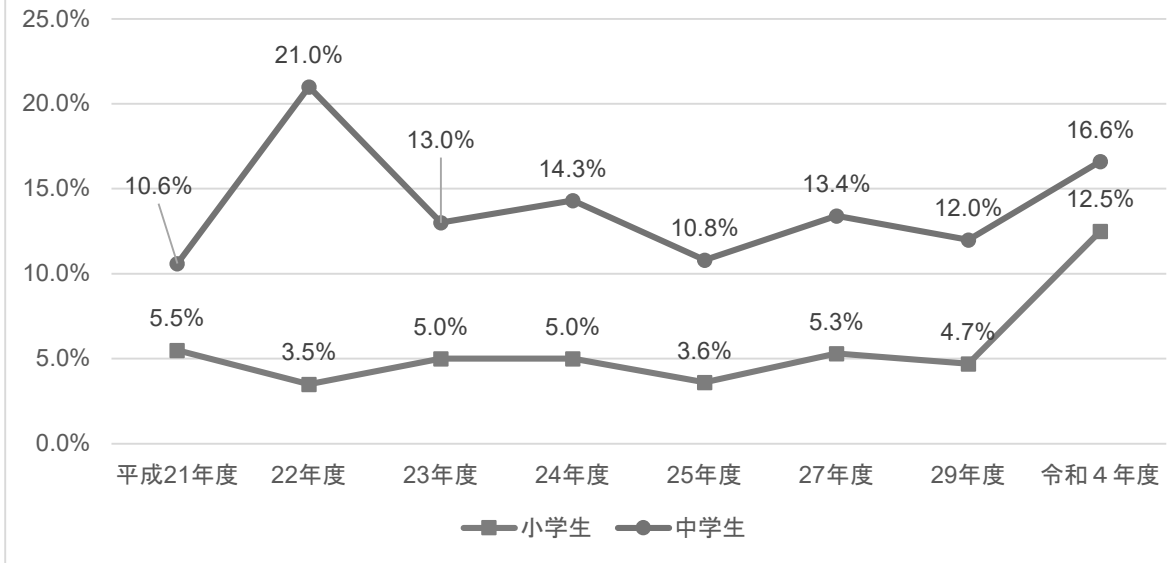
(4) 「あなたは、9月中に何冊の本を読みましたか。」

教科書・自習書・コミックを除く（かぞえない）。学習マンガやケータイ小説・電子書籍は含む（かぞえる）。朝読書など、学校での読書の時間に読んだ冊数も含めて読んだ冊数を記入してください。

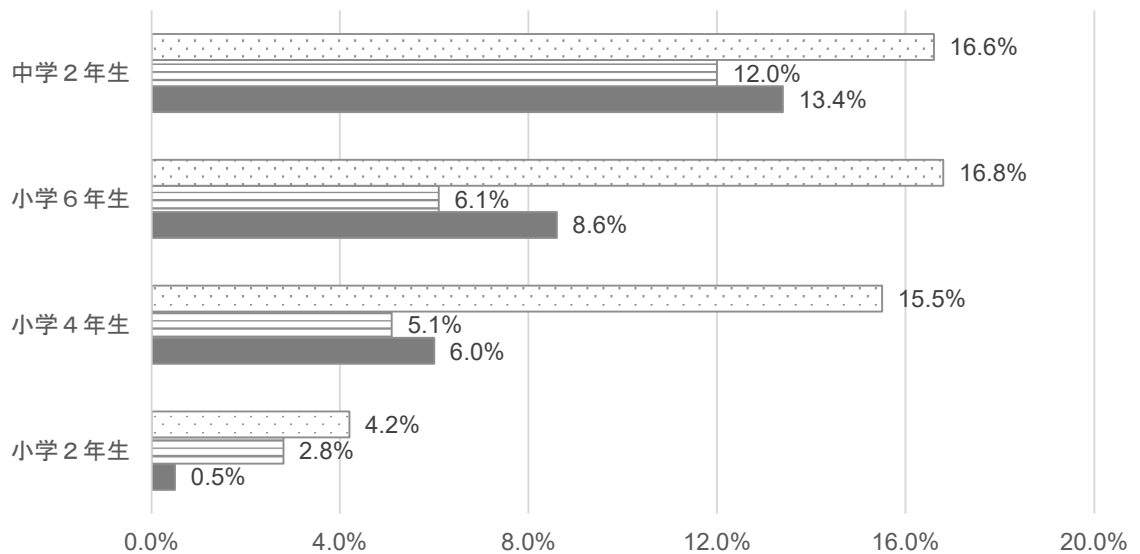


1冊も読んでいない子どもの割合は、小学生、中学生ともに増加しました。なお、0冊の割合の学年比は、次のとおりです。特に、4年生、6年生が著しく増加しています。

0冊の子どもの全体に占める割合の経過



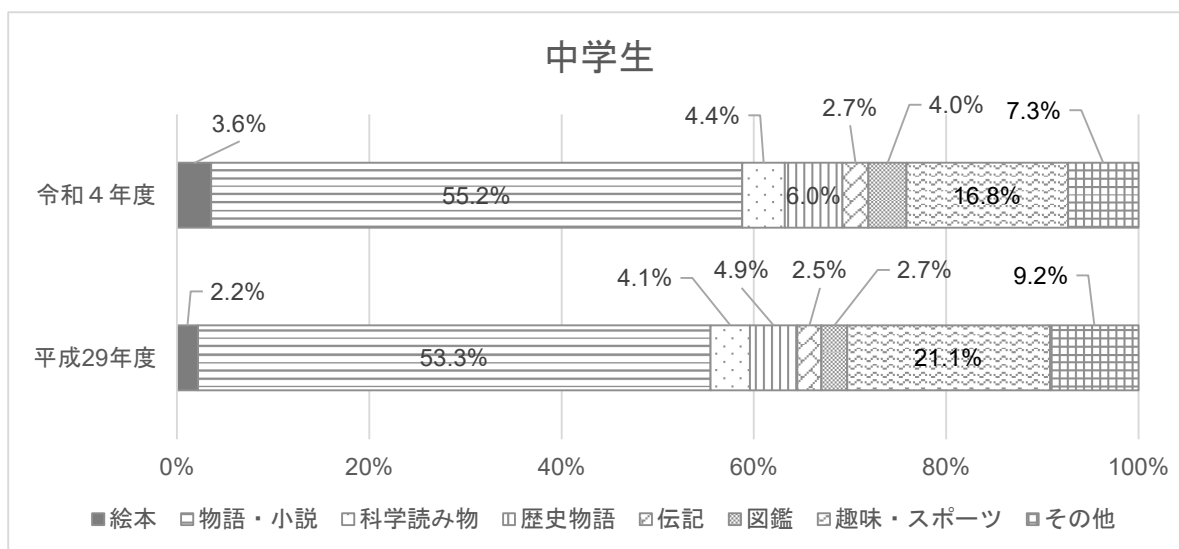
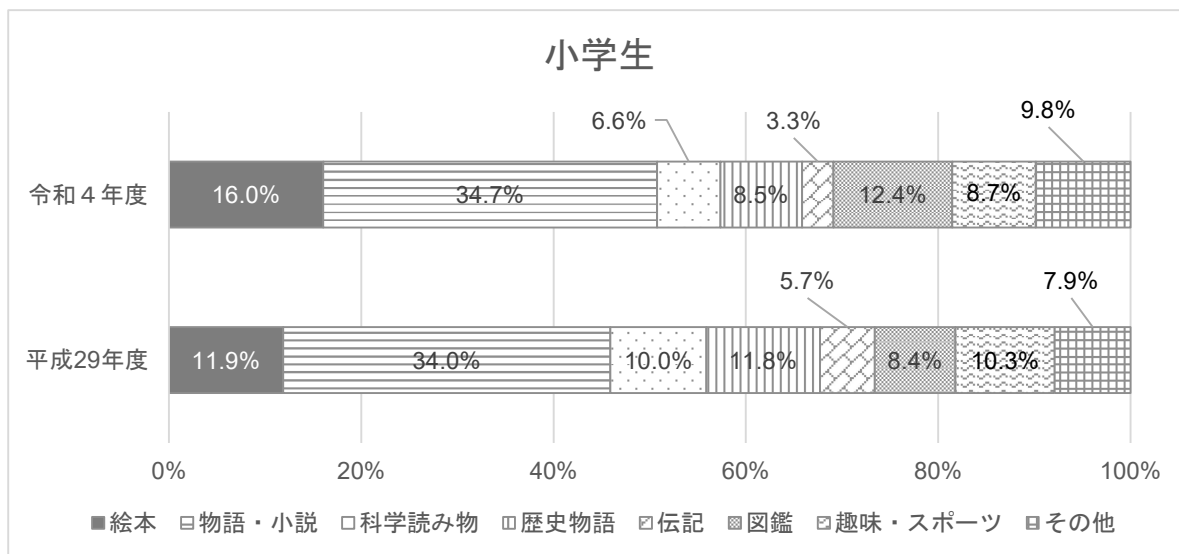
学年別0冊の子どもの全体に占める割合



	小学2年生	小学4年生	小学6年生	中学2年生
□ 令和4年度	4.2%	15.5%	16.8%	16.6%
▨ 平成29年度	2.8%	5.1%	6.1%	12.0%
■ 平成27年度	0.5%	6.0%	8.6%	13.4%

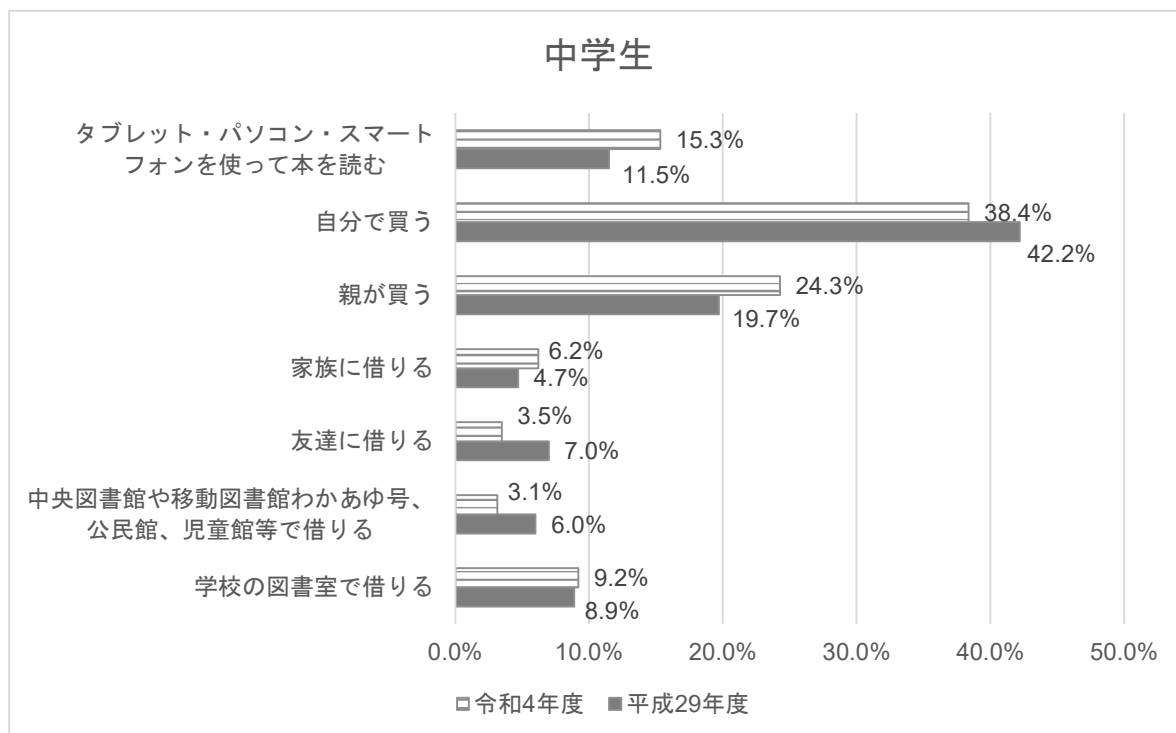
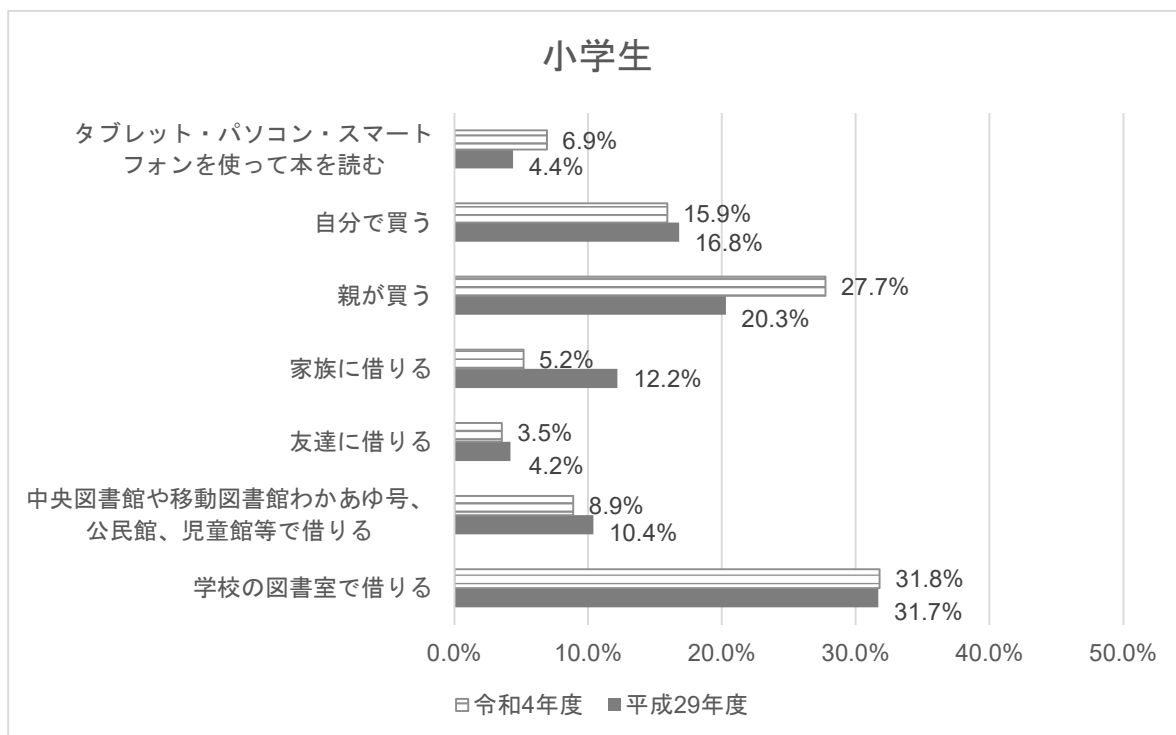
□ 令和4年度 ▨ 平成29年度 ■ 平成27年度

(5) 「あなたは、どんな本を多く読んでいますか？2つ選ぶことができます。」



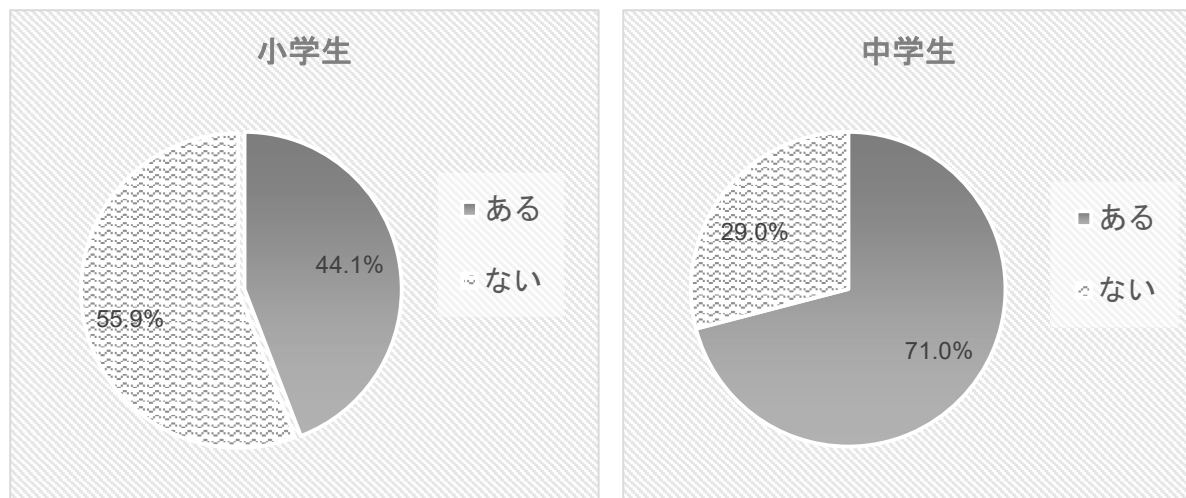
小学生、中学生ともに「物語・小説」の割合が最も高く、小学生は「絵本」が4.1ポイント、図鑑が4ポイント増加しました。

(6) 「あなたは、本をどのように用意していますか？2つ選ぶことができます。」



小学生、中学生ともに、「親が買う」と「自分で買う」を合わせた「購入」の割合が最も高く、小学生は 43.6%、中学生は 62.7%という状況です。次いで、小学生は、「学校の図書室で借りる」と「中央図書館等で借りる」を合わせた「公共施設で借りる」の割合が 40.7%となっています。

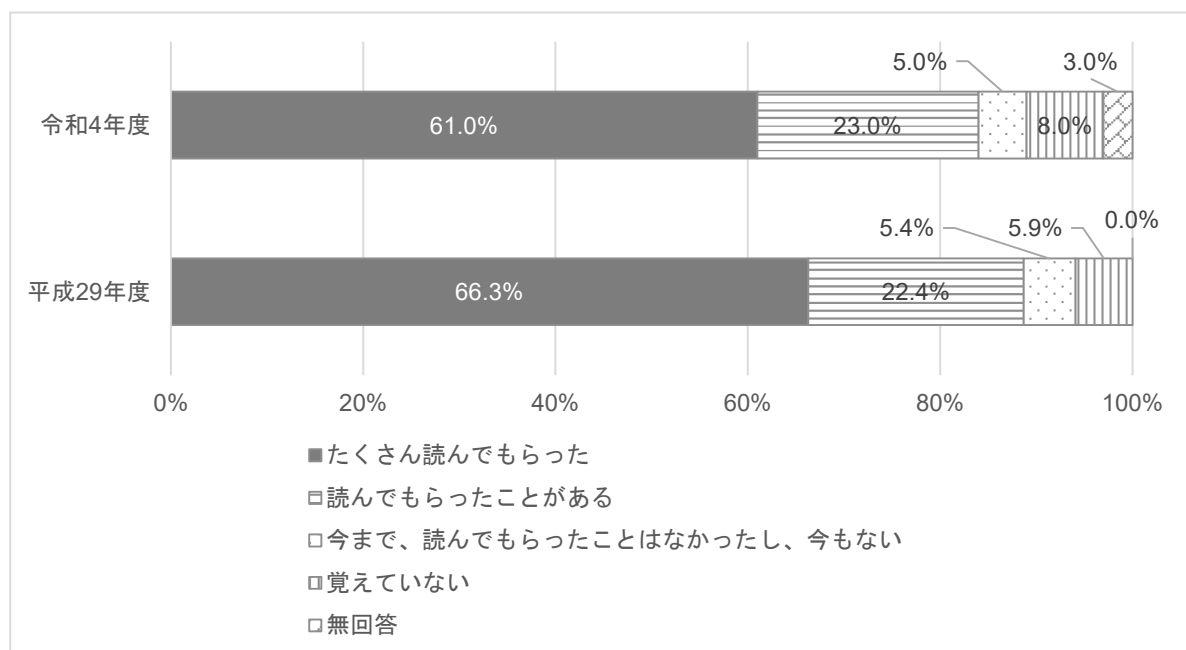
(7) 「あなたは、紙に印刷された本ではなく、画面で読む本や雑誌を読んだことがありますか？」



今回、新たに加えた設問です。あると回答した小学生は44.1%、中学生は71.0%となり、中学生は、小学生に比べて読んだことがある人の割合が高い状況です。

(8) 小学2年生対象

「あなたは、これまでにお父さんやお母さん、おじいさんやおばあさん、幼稚園や保育所の先生などに、本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことがありますか？小学校学校に入る前のことも思い出して教えてください。」

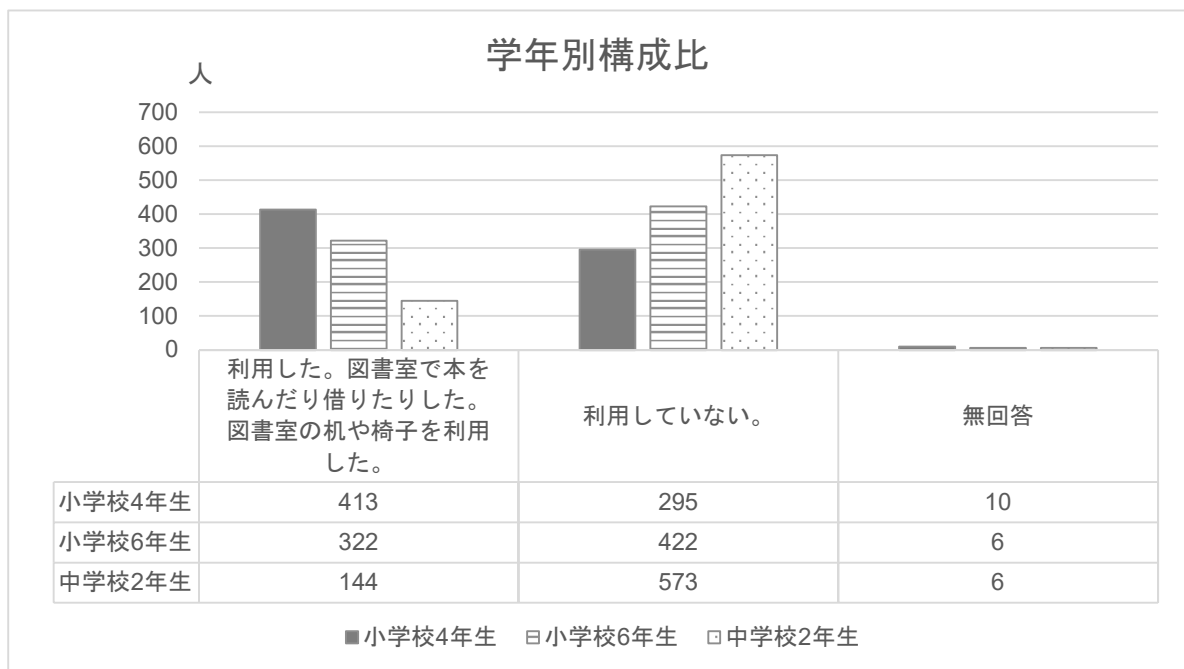
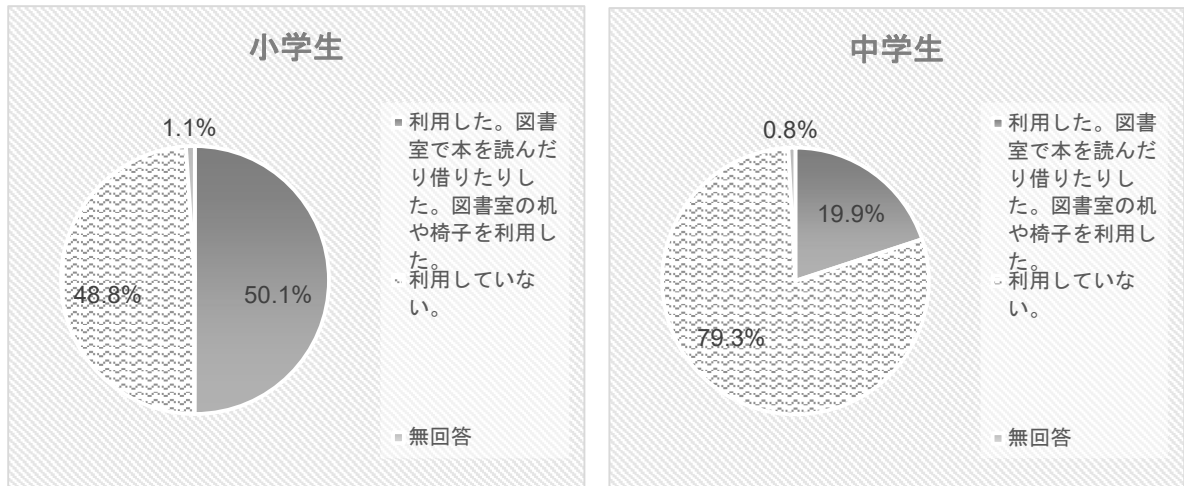


「たくさん読んでもらった」が5.3ポイント減少し、「読んでもらったことがある」0.6ポイント増加しています。「たくさん読んでもらった」と「読んでもらったことがある」を合わせた読み聞かせ体験のあった子どもの割合は84%となっており、前回調査から4.7ポイント減少しました。なお、「今まで、読んで

もらったことはなかったし、今もない」が0.4ポイント減少しています。

(9) 小学4・6年生、中学2年生対象

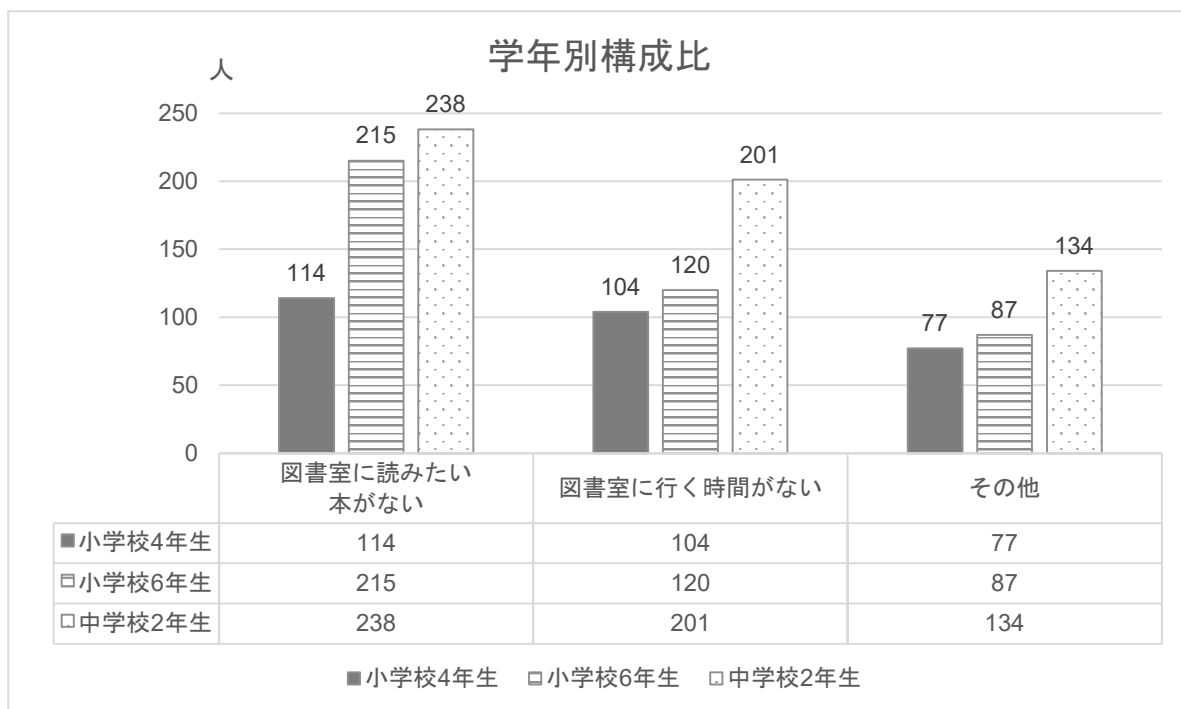
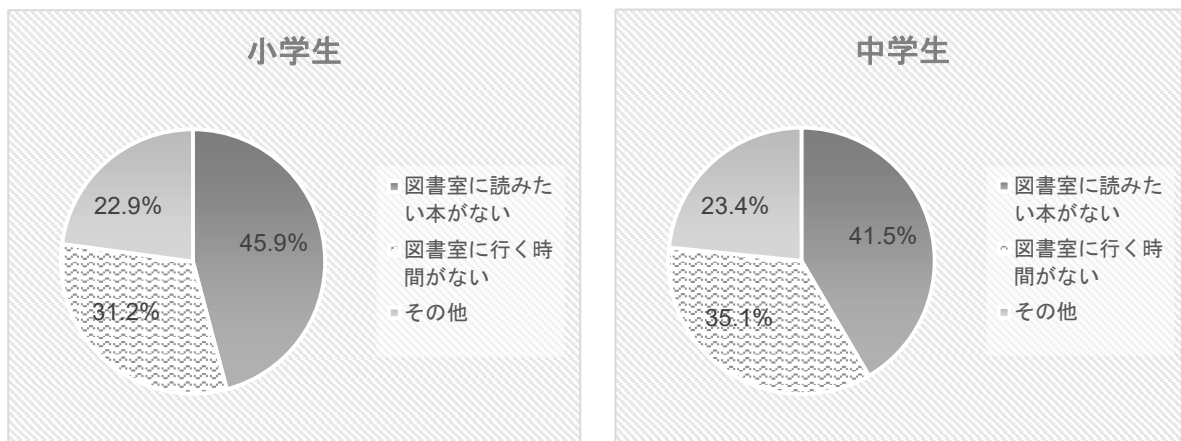
「あなたは、最近1か月で、学校の図書室を利用しましたか？」



学校の図書室を「利用した」小学生は 50.1%、中学生は 19.9%と小学生に比べて中学生の利用が少ない状況です。

(10)小学4・6年生、中学2年生対象

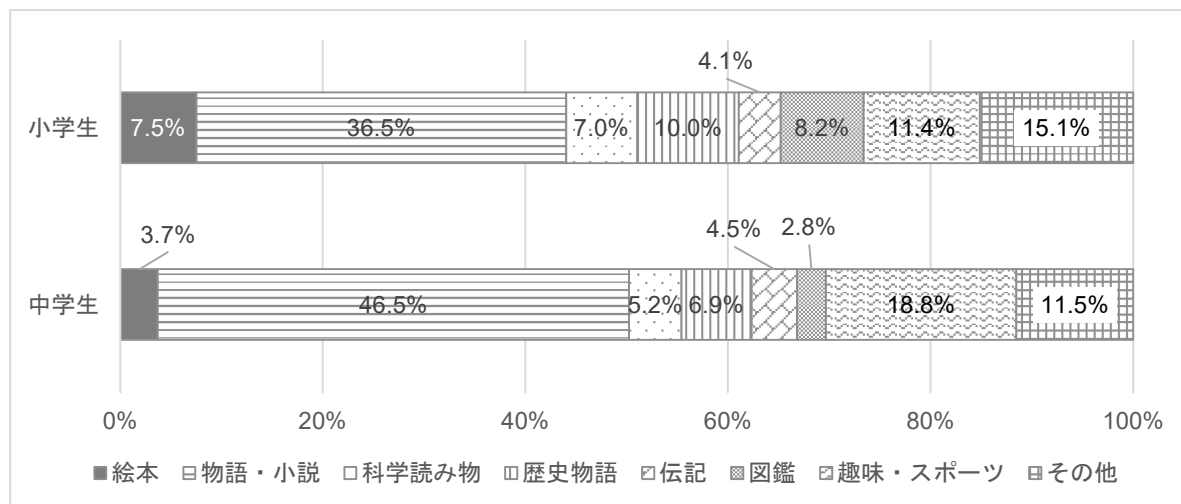
学校の図書室を利用していないと回答した人に、「利用していない理由はなんですか。」



利用しない理由は、小学生、中学生ともに、「図書室に読みたい本がない」が最も多く、次いで「図書室に行く時間がない」という状況です。中学生の利用しない理由は、「図書室に行く気にならない」という理由が多く入力されていました。

(11)小学4・6年生、中学2年生対象

「図書室にどんな本を置いてほしいですか。2つ選ぶことができます。」



希望が多い順に、小学生は「物語・小説」「その他」「趣味・スポーツ」、中学生は「物語・小説」「趣味・スポーツ」「その他」でした。小・中学生ともに、「その他」の内容で最も多かったものはマンガでした。その他に、アニメや怖い話等が入力されていました。

3 子どもを対象とした読書ボランティア団体実態調査結果

1 実施期間 令和4年10～11月

2 調査方法及び調査対象

(1) 施設に対する調査

各施設に調査票を送り、施設内で活動しているボランティア団体の有無について回答をいただきました。

なお、絵本の読み聞かせ、本の紹介、本の修理、書棚の整理、読書や本に関わる行事を行うこと(手伝うこと)などの活動している方を読書ボランティアとしています。

215施設を対象として実施し、214施設から回答を得ました。(表1参照) そのうち、ボランティア団体があるという回答があったのは、39施設で全体の18.1%でした。(1団体は、活動を休止中。)平成29年に実施した読書ボランティア団体調査(以下「前回調査」とする。)と比べると、中学校、私設保育施設、市内コミュニティ保育、図書館を除くすべての施設で減少していました。(表2参照)

【表1 施設ごとの回答状況】

(回収率:99.5%)

	調査対象	施設数	回答数	未回答数	有の数	有の割合
1	小学校	24	24	0	22	91.7%
2	中学校	13	13	0	2	15.4%
3	児童館	38	38	0	6	15.8%
4	公民館	16	16	0	1	6.3%
5	市立保育所	4	4	0	0	0.0%
6	放課後児童クラブ	30	30	0	4	13.3%
7	子育て支援センター	1	1	0	0	0.0%
8	私立幼稚園	17	17	0	2	11.8%
9	認可保育所	32	32	0	0	0.0%
10	私設保育施設	37	36	1	0	0.0%
11	市内コミュニティ保育	2	2	0	1	50.0%
12	図書館	1	1	0	1	100.0%
	合計	215	214	1	39	18.1%

【表2 施設ごとのボランティア活動状況及び前回調査との比較】

	調査対象	令和4年度				平成29年度			
		施設数	有の数	有の割合	団体数	施設数	有の数	有の割合	団体数
1	小学校	24	22	91.7%	50	24	23	95.8%	29
2	中学校	13	2	15.4%	2	13	2	15.4%	3
3	児童館	38	6	15.8%	6	37	10	27.0%	10
4	公民館	16	1	6.3%	1	16	4	25.0%	4
5	市立保育所	4	0	0.0%	0	5	2	40.0%	2
6	放課後児童クラブ	30	4	13.3%	4	27	8	29.6%	8
7	子育て支援センター	1	0	0.0%	0	1	1	100.0%	1
8	私立幼稚園	17	2	11.8%	2	18	3	16.7%	3
9	認可保育所	32	0	0.0%	0	26	3	11.5%	3
10	私設保育施設	37	0	0.0%	0	25	0	0.0%	0
11	市内コミュニティ保育	2	1	50.0%	1	4	1	25.0%	1
12	図書館	1	1	100.0%	1	1	1	100.0%	1
13	その他					1	1	100.0%	1
	合計	215	39	18.1%	67	198	59	29.8%	66

※ 団体数は活動している延べ数で、同一の団体が複数の場所で活動しています。

(2) ボランティア団体に対する調査

活動している施設を通じて、読書ボランティア団体に調査票を送り、活動実態について回答いただきました。

34 団体 467 人が 37 か所で活動しており、個人で活動されている方が 2 人 2 か所、合計 469 人が 39 か所で活動していました。

また、2 団体が複数箇所で活動しており、前回調査と比べると、新たに 6 団体増え、1 団体が減少していました。各施設の状況は次のとおりです。

ア 小学校

22 校の市立小学校で、ボランティア活動が継続しており、子どもが卒業後も活動している学校が 9 校、保護者でない方が参加されている学校も 9 校ありました。前回調査では、全ての市立小学校でボランティア活動が行われていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、活動の制限があった間にメンバーの交替があり、募集ができていない学校が 1 校ありました。多くは 1 校 1 団体でしたが、2 校で複数の団体が活動していました。

また、地域のボランティアで構成されている1団体については、全ての市立小学校で年1回活動をしていました。

活動頻度は週1回から年1回まで様々で、最も多かったのが月1回の8団体でした。週1回が5団体、前回調査ではなかった各学期2回活動が2団体ありました。

朝の5～15分程度の読み聞かせのほか、昼休みも読み聞かせやおはなし会を実施したり、人形劇や手遊びなどを取り入れたりしている団体もありました。

さらに、クリスマス会などの季節の行事を開催したり、読み聞かせで読んだ本を記した紙を図書室前の壁に貼りだしたり、様々な活動を行っている団体もありました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場をコロナ禍前の図書室から体育館に変更する、読み聞かせに大型絵本を使用するなどの工夫をされていることが分かりました。

イ 中学校

前回調査では、2つの中学校で3団体が活動していましたが、今回の調査では、2団体に減少しています。朝の読書の時間や給食の時間に読み聞かせが行われていました。

ウ 児童館

前回調査では、地域のボランティアで構成されている3団体が、10児童館（厚木北・ひまわり・及川・妻田東・上荻野・飯山中部・宮の里・戸室・浅間山・岡田）で活動していましたが、今回の調査では、6児童館（妻田東・荻野・荻野新宿・鳶尾・戸室・浅間山）に減少しています。午前中のおひさまタイムに幼児と保護者を対象としたおはなし会等を行っています。

エ 公民館

前回調査では、3団体が4公民館で活動していましたが、今回の調査では団体数が減少し、1団体が荻野公民館で、絵本の読み聞かせを中心にしたおはなし会を行っています。

オ 市立保育所

前回調査では、地域のボランティア2団体が活動していましたが、今回の調査では、読書ボランティア団体が活動している保育所はありませんでした。

カ 放課後児童クラブ

前回調査では、保護者を中心に小学校で活動している3団体と地域のボランティア2団体の計5団体が8つの放課後児童クラブ（厚木1・厚木2・北・三田第一・三田第二・南毛利・愛甲・鳶尾児童クラブ）で読み聞かせ活動をしていましたが、今回の調査では、地域のボランティア2団体と個人で活動をされている方2人が、4つの放課後児童クラブ（緑ヶ丘・鳶尾・上荻野・上依知児童クラブ）で読み聞かせ活動をしていました。個人で活動をされている方は、手遊びやゲーム、マジックなどのレクリエーションも行っていました。

キ 子育て支援センター

前回調査では、1団体が活動していましたが、今回の調査では、子育て支援センターで活動をしている読書ボランティア団体はありませんでした。

ク 私立幼稚園

前回調査では、3つの幼稚園に保護者による読書ボランティア団体がありましたが、今回の調査では、2つの幼稚園に保護者による読書ボランティア団体があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、1団体のみ活動を行っていました。読み聞かせやお誕生日会、七夕やクリスマス会などのイベント時には、ペープサートや影絵などの劇を上演していました。

ケ 認可保育所

前回調査では、3団体が活動をしていましたが、今回の調査では、ボランティア団体が活動している認可保育所はありませんでした。

コ 市内コミュニティ保育

前回も1施設で保護者による活動がありましたが、前回実施していた施設とは異なる1施設で、保護者により週4日、絵本や紙芝居の読み聞かせのほか、パネルシアター、エプロンシアターを行っていました。

サ 図書館

コロナ禍で休止の時期もありましたが、前回調査と同様、市職員と協働で、おはなし会を実施しています。

3 図書館への要望

(1) 団体貸出しについて

パネルシアターやエプロンシアターの受取方法や予約連絡方法に関する要望が出されました。また、大型絵本、紙芝居、ペープサート、パネルシアター等資料の充実への要望も出されています。

(2) 交流会や講座について

他校のボランティア団体と情報共有できる場所や機会がほしいとの要望や交流会を開催してほしいとの要望が出されました。特に、コロナ禍のため、他のボランティア団体の活動の様子を知ることや相談することができれば自分たちの活動の参考になるとのことです。

また、講座の充実や講座に参加できないメンバーのために、内容を動画配信で見られるようにしたり、出張して団体の活動場所まで来たりしてほしいとの要望も出されています。

(3) 絵本リストの提供について

本の選定に苦慮しているという意見があり、読み聞かせに向く年齢別やジャンル（物語・実話・科学等）別のリストの提供の要望が出されました。

また、公民館図書室への紙芝居リストの設置についての要望も出されています。

(4) 会の運営への援助

団体の紹介や会員の募集状況を図書館主導で広報してほしいとの要望が出されました。

(5) その他

絵本の配架順や市ホームページに関する要望が出されました。また、WEB上で、アンケートや講座の申込みができるようにしてほしいとの要望も出されています。

4 今後の取組

図書館への要望から、次の支援等に取り組みます。

- (1) ボランティア活動を支援・援助するために、団体から要望の多い資料について充実に努めます。
- (2) 団体貸出しの周知について、引き続き強化を図ります。
- (3) ボランティア同士の交流・連携のために、交流会を企画し実施します。
また、ボランティア活動の把握に努め、ボランティア団体の活動がない施設から相談があった場合に紹介します。
- (4) ボランティアの養成とスキルアップのために、団体からの要望を踏まえて、研修会・講習会等を企画するとともに、読み聞かせに向く絵本のブックガイド等、情報の提供に努めます。

4 厚木市子ども読書活動推進委員会設置規程

(設置)

第1条 「厚木市子ども読書活動推進計画」に基づき施策を推進するため、庁内に厚木市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども読書活動推進に関すること
- (2) 厚木市子ども読書活動推進計画の策定及び進行管理に関すること
- (3) その他委員会が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表の職にある者をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は中央図書館長をもって充て、副委員長は教育指導課教育指導係長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、所掌事務を審議するため、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させ意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、中央図書館が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年7月10日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職名	役職名等	関連分野	部局
委員長	中央図書館長	総括	教委
副委員長	教育指導課教育指導係長	総括	教委
委員	こども育成課放課後こども係長	放課後児童クラブ	市
委員	保育課保育認定・給付係長	保育所等	市
委員	子育て支援センター子育て支援係長	子育て支援センター	市
委員	青少年課青少年施設係長	児童館	市
委員	文化生涯学習課生涯学習推進係長	生涯学習	市
委員	教育総務課教育総務係長	教育政策	教委
委員	学務課保健安全係長	学校図書館	教委
委員	教育研究所教育研究係長	教育研究所	教委
委員	社会教育課社会教育係長	社会教育	教委
事務局	中央図書館		教委

5 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。（平成13年12月12日）

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

6 文字・活字文化振興法

(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。(平成17年7月29日)

7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年6月28日法律第49号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を利用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提

供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。(令和元年6月28日)

第4次厚木市子ども読書活動推進画

発行年月 令和6年3月

発行 厚木市教育委員会

編集 社会教育部中央図書館

〒243-0018

厚木市中町1丁目1番3号

電話 (046) 223-0033
